

国総情建第 73 号
国住指第 252 号
令和 6 年 10 月 1 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長
住宅局 建築指導課長
(公 印 省 略)

建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令
及び建築物用途分類の改定について
(技術的助言)

「建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令」(令和 6 年国土交通省令第 89 号)が令和 6 年 10 月 1 日に公布され、同日施行された。

併せて、本日通知した「建築物用途分類の改定について(通知)(大臣官房政策立案総括審議官通知(国総情建第 72 号))」のとおり建築物用途分類についても改定した。

本改正は、建築着工統計調査票及び建築物除却統計調査票の作成を行う都道府県の負担軽減を図るため、疑義照会のための担当者氏名欄の追加や、建築物の用途分類を建築確認申請書と整合させる等の記入内容の合理化を行うものである。

これら省令等の改正の概要及び留意事項等については、下記のとおりであり、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らい願いたい。

また、貴職においては貴都道府県管内の特定行政庁に対してもこの旨周知願いたい。

記

第一 建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)の一部改正

1 建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。)

別記第 40 号様式(以下「建築工事届」という。)の変更

- (1) 第一面について、工事施工者及び除却工事施工者欄に、担当者の氏名及び電話番号を記入する欄を追加したこと。

- (2) 第二面について、
 - ① 【5. 主要用途】欄について、従来は中分類項目まで記載していたところ、大分類項目の区分に簡素化したこと。
 - ② 建築物ごとの物件名を記入する欄を【6. ロ. 物件名】欄として追加したこと。
 - ③ 【6. ハ. 用途】欄について、従来は使途区分の7区分から選択していたところ、建築確認申請の用途分類と同じ分類に変更したこと。
 - ④ 【6. ト. 用途ごとの工事部分の床面積】欄について、精度向上のため用途ごとに上位3つまでの床面積を記入することとしたこと。
 - ⑤ 【6. チ. 建築工事費予定額】欄について、消費税込みのチェック欄を追加したこと。
 - (3) 第三面について、
 - ① 【1. ロ. 新設又はその他の別】欄について、「新設」及び「その他」の2つの区分に簡素化したこと。
 - ② 【2. チ. 建築物の評価額】欄について万円単位に変更したこと。
 - (4) 各面について、小数点以下の数値については四捨五入して整数で記入することとしたこと。
 - (5) その他注意書きの修正等所要の変更を行ったこと。
- 2 規則別記第41号様式（以下「建築物除却届」という。）の変更
- (1) 第一面について、除却工事施工者欄に、担当者の氏名及び電話番号を記入する欄を追加したこと。
 - (2) 第二面について、
 - ① 建築物ごとの物件名を記入する欄を【1. 物件名】欄として追加したこと。
 - ② 【5. 主要用途】欄について、従来は中分類項目まで記載していたところ、大分類項目の区分に簡素化したこと。
 - ③ 【10. 建築物の評価額】欄について万円単位に変更したこと。
 - ④ 小数点以下の数値については四捨五入して整数で記入することとしたこと。
 - (3) その他注意書きの修正等所要の変更を行ったこと。

第二 建築動態統計調査規則（昭和25年建設省令第44号）の一部改正

- 1 建築着工統計調査票、建築物除却統計調査票及び建築物災害統計調査票については、調査票提出の完全オンライン化のため、建築動態統計調査規則（昭和25年建設省令第44号）別記第1号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式を削除し、これらの調査票については国土交通大臣が定めるところにより調査票を作成し、これを送付しなければならないこととしたこと。

- 2 調査結果の公表方法を指定する文言を削除したこと。

第三 建築物用途分類の改定について

- 1 中分類項目を廃止し、新たに建築工事届の「用途」欄に記入された区分（「建築物の用途区分」という名称とする。）にしたがって表章を行うこととしたこと。
- 2 建築工事届の「主要用途」欄及び「用途」欄に記入された内容により、「用途」を決定することとしたこと。
- 3 その他所要の変更を行ったこと。

第四 留意事項等

- 1 都道府県の建築行政部局及び建築主事等（建築主事又は建築副主事をいう。以下同じ）においては、建築工事届及び建築物除却届（以下「工事届等」という。）の改正内容について、工事届等を作成する建築主等に対して十分に周知すること。
- 2 Excel 形式の工事届等を国土交通省ホームページにおいて掲載している。建築主等から建築主事等へ本形式で提出された工事届等については、建築着工統計調査票及び建築物除却統計調査票の形に関数の機能を用いて自動で転記するシートを付しており、調査票への転記を自動的に行うことが可能である。都道府県の建築行政部局及び建築主事等におかれては、当該工事届等の様式を建築主等に周知し、積極的な活用を働きかけること。また、建築主等から建築主事等へ本形式の工事届等が提出された場合は、建築主事等におかれては、当該工事届出等を紙媒体や PDF 化して受け付けるのではなく、可能な限り、オンライン提出により受け付けること。
- 3 建築主等から建築主事等へ旧様式で提出された工事届等については、当分の間、そのまま受理することとする経過措置を設けている。この場合、旧様式の用途欄が新様式とは異なるため、都道府県においては、建築着工統計調査票及び建築物除却統計調査票の用途欄は、建築計画概要書との突合等により記入すること。また、建築主事等においては、建築計画概要書の照会に対応すること。なお、建築主等から建築主事等へ旧様式で工事届等が提出された場合にあっては、建築主事等は、提出者に新様式を周知すること。

第五 施行期日

令和 6 年 10 月 1 日

※新様式は着工又は除却の予定期日が令和 7 年 1 月 1 日以後である建築物について適用し、当該予定期日が令和 6 年 12 月 31 日以前の建築物については旧様式による。

<添付資料>

【別添 1】 建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 89 号）

【別添 2】 建築物用途分類 新旧対照表

<本件連絡先>

国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室建築統計係
電話：03-5253-8344

○国土交通省令第八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十五条第五項及び統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別記第四十号様式を次のように改める。

第四十号様式（第八条関係）（A 4）

建築基準法第15条第1項の規定による
建築工事届
(第一面)

年 月 日

知事 様

建築主			
氏名			
郵便番号	-		
住所			
電話番号	-	-	
工事施工者（設計者又は代理者）			
氏名			
営業所名（建築士事務所名）			
郵便番号	-		
所在地			
電話番号	-	-	
担当者の氏名			
担当者の電話番号	-	-	
工事監理者			
氏名			
営業所名（建築士事務所名）			
郵便番号	-		
所在地			
電話番号	-	-	
建築確認			
確認済証番号	第		号
確認済証交付年月日	年	月	日
確認済証交付者			
除却工事施工者			
氏名			
営業所名			
郵便番号	-		
所在地			
電話番号	-	-	
担当者の氏名			
担当者の電話番号	-	-	

※受付經由機関記載欄

(第二面)

【1. 着工及び工事完了の予定期日】											
イ. 着工予定期日		年		月		日					
ロ. 工事完了予定期日		年		月		日					
【2. 建築主】											
イ. 建築主の種類		☐ (1) 国 ☐ (2) 都道府県 ☐ (3) 市区町村 ☐ (4) 会社 ☐ (5) 会社でない団体 ☐ (6) 個人									
ロ. 資本の額又は出資の総額		☐ (1) 1,000万円以下 ☐ (2) 1,000万円超～3,000万円以下 ☐ (3) 3,000万円超～1億円以下 ☐ (4) 1億円超～10億円以下 ☐ (5) 10億円超									
【3. 敷地の位置】											
イ. 地名地番											
ロ. 都市計画		☐ (1) 市街化区域 ☐ (2) 市街化調整区域 ☐ (3) 区域区分非設定都市計画区域 ☐ (4) 準都市計画区域 ☐ (5) 都市計画区域及び準都市計画区域外									
【4. 工事種別】		☐ (1) 新築 ☐ (2) 増築 ☐ (3) 改築 ☐ (4) 移転									
【5. 主要用途】		(注意欄に記載の記号を記入してください)									
【6. 一の建築物ごとの内容】											
イ. 番号											
ロ. 物件名											
ハ. 用途 (注意欄に記載の記号を記入してください)		☐ 多用途		☐ 多用途		☐ 多用途		☐ 多用途		☐ 多用途	
ニ. 工事部分の構造 (注意欄に記載の記号を記入してください)											
ホ. 工事の予定期間		月 間		月 間		月 間		月 間		月 間	
ヘ. 工事部分の床面積の合計		㎡		㎡		㎡		㎡		㎡	
ト. 用途ごとの工事部分の床面積 (工事部分の用途が1種類のみであり、ハの用途と同一である場合は、記入不要です。)		① 用途		① 用途		① 用途		① 用途		① 用途	
		床面積		床面積		床面積		床面積		床面積	
		㎡		㎡		㎡		㎡		㎡	
		② 用途		② 用途		② 用途		② 用途		② 用途	
		床面積		床面積		床面積		床面積		床面積	
		㎡		㎡		㎡		㎡		㎡	
③ 用途		③ 用途		③ 用途		③ 用途		③ 用途		③ 用途	
床面積		床面積		床面積		床面積		床面積		床面積	
チ. 建築工事費予定額		万円		万円		万円		万円		万円	
		☐ 消費税込み		☐ 消費税込み		☐ 消費税込み		☐ 消費税込み		☐ 消費税込み	
リ. 新築工事の場合における地上の階数		階		階		階		階		階	
ヌ. 新築工事の場合における地下の階数		地下 階		地下 階		地下 階		地下 階		地下 階	
【7. 新築工事の場合における敷地面積】		㎡									

(第三面)

【1. 住宅部分の概要】				
イ. 番号				
ロ. 新設又は その他の別	☐ (1)新設 ☐ (2)その他			
ハ. 新設住宅の資金	☐ (1)民間資金住宅 ☐ (2)公営住宅 ☐ (3)住宅金融支援機構住宅 ☐ (4)都市再生機構住宅 ☐ (5)その他			
ニ. 住宅の建築工法	☐ (1)在来工法 ☐ (2)プレハブ工法 ☐ (3)枠組壁工法			
ホ. 住宅の種類	☐ (1)専用住宅 ☐ (2)併用住宅 ☐ (3)その他の住宅			
ヘ. 住宅の建て方	☐ (1)一戸建住宅 ☐ (2)長屋建住宅 ☐ (3)共同住宅			
ト. 利用関係	☐ (1)持家	☐ (2)貸家	☐ (3)給与住宅	☐ (4)分譲住宅
チ. 住宅の戸数	戸	戸	戸	戸
リ. 工事部分の 床面積の合計	m ²	m ²	m ²	m ²
イ. 番号				
ロ. 新設又は その他の別	☐ (1)新設 ☐ (2)その他			
ハ. 新設住宅の資金	☐ (1)民間資金住宅 ☐ (2)公営住宅 ☐ (3)住宅金融支援機構住宅 ☐ (4)都市再生機構住宅 ☐ (5)その他			
ニ. 住宅の建築工法	☐ (1)在来工法 ☐ (2)プレハブ工法 ☐ (3)枠組壁工法			
ホ. 住宅の種類	☐ (1)専用住宅 ☐ (2)併用住宅 ☐ (3)その他の住宅			
ヘ. 住宅の建て方	☐ (1)一戸建住宅 ☐ (2)長屋建住宅 ☐ (3)共同住宅			
ト. 利用関係	☐ (1)持家	☐ (2)貸家	☐ (3)給与住宅	☐ (4)分譲住宅
チ. 住宅の戸数	戸	戸	戸	戸
リ. 工事部分の 床面積の合計	m ²	m ²	m ²	m ²
イ. 番号				
ロ. 新設又は その他の別	☐ (1)新設 ☐ (2)その他			
ハ. 新設住宅の資金	☐ (1)民間資金住宅 ☐ (2)公営住宅 ☐ (3)住宅金融支援機構住宅 ☐ (4)都市再生機構住宅 ☐ (5)その他			
ニ. 住宅の建築工法	☐ (1)在来工法 ☐ (2)プレハブ工法 ☐ (3)枠組壁工法			
ホ. 住宅の種類	☐ (1)専用住宅 ☐ (2)併用住宅 ☐ (3)その他の住宅			
ヘ. 住宅の建て方	☐ (1)一戸建住宅 ☐ (2)長屋建住宅 ☐ (3)共同住宅			
ト. 利用関係	☐ (1)持家	☐ (2)貸家	☐ (3)給与住宅	☐ (4)分譲住宅
チ. 住宅の戸数	戸	戸	戸	戸
リ. 工事部分の 床面積の合計	m ²	m ²	m ²	m ²
【2. 除却建築物の概要】				
イ. 主要用途	(注意欄に記載の記号を記入してください)			
ロ. 除却原因	☐ (1)老朽して危険があるため ☐ (2)その他			
ハ. 構造	☐ (1)木造 ☐ (2)その他			
ニ. 建築物の数	棟			
ホ. 住宅の戸数	戸			
ヘ. 住宅の利用関係	☐ (1)持家 ☐ (2)貸家 ☐ (3)給与住宅			
ト. 建築物の床面積の合計	m ²			
チ. 建築物の評価額	万円			

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。また、小数点以下の数値は四捨五入してください。

2. 第一面関係

- ① 工事施工者及び除却工事施工者の担当者の氏名欄及び担当者の電話番号欄並びに工事監理者の氏名欄及び電話番号欄には、受付経由機関等が工事内容について確認を行う際に回答ができる担当者の氏名及び電話番号を記入してください。
- ② ※印のある欄は記入しないでください。
- ③ 除却工事施工者欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合に記入してください。

3. 第二面関係

- ① 2欄の「イ」及び「ロ」、3欄の「ロ」、4欄並びに6欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ② 2欄の「イ」において、「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいい、特別の法律により設立された法人で会社であるものを含みます。
- ③ 2欄の「ロ」は、建築主が会社であるときのみ記入してください。
- ④ 3欄の「ロ」において、「区域区分非設定都市計画区域」とは、区域区分が定められていない都市計画区域をいいます。
- ⑤ 増築と改築とを同時に行うときは、4欄は床面積の大きい方の工事によって区分してください。
- ⑥ 5欄は、居住専用建築物の場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。

主要用途の区分		記号
居住専用住宅	住宅、住宅附属建築物（物置、車庫等）	01
居住専用準住宅	寮、合宿所、寄宿舎、準住宅附属建築物（物置、車庫等）	02

- ⑦ 5欄は、居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。また、一敷地内に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と新たに建築する部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号	
		居住 産業 併用	産業 専用
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業	10	30
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		11	31
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業	12	32
電気・ガス・熱供給・水道業		13	33
情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業	14	34
運輸業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業	15	35
卸売業、小売業		16	36
金融業、保険業		17	37

不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業	18	38
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	19	39
教育、学習支援業	学校教育、その他の教育、学習支援業（社会教育、学習塾及び教養・技能教授業ほか）	20	40
医療、福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業	21	41
その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。）、郵便局、学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体、旅行業、娯楽業、宗教、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、協同組合、サービス業	22	42
国家公務、地方公務		23	43
他に分類されないもの		24	44

⑧ 6 欄は、一の建築物（1 棟）ごとに各列に記入してください。

⑨ 6 欄の「イ」は、建築物の数が 1 のときは「1」と記入し、建築物の数が 2 以上のときは、一の建築物（1 棟）ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。

⑩ 6 欄の「ロ」は、届出時点の物件名を記入してください。

⑪ 6 欄の「ハ」は、居住専用建築物の場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。

用途の分類	記号
一戸建ての住宅	08010
長屋	08020
共同住宅	08030
寄宿舎	08040
下宿	08050

⑫ 6 欄の「ハ」は、居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。一の建築物に、2 種類以上の用途（既存部分があるときは、その用途を含む。）があるときは、一番大きい床面積の用途について記入し、3 種類以上の用途（既存部分があるときは、その用途を含む。）があるときは、「多用途」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

用途の分類	記号
幼稚園	08070
小学校	08080
義務教育学校	08082
中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
特別支援学校	08100
大学又は高等専門学校	08110
専修学校	08120
各種学校	08130
幼保連携型認定こども園	08132
図書館その他これに類するもの	08140
博物館その他これに類するもの	08150
美術館その他これに類するもの	08152
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	08170
保育所その他これに類するもの	08180
助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192
児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210

児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
病院	08260
巡査派出所	08270
公衆電話所	08280
郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	08290
地方公共団体の支庁又は支所	08300
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
工場（自動車修理工場を除く。）	08340
自動車修理工場	08350
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08370
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの	08390
ホテル又は旅館	08400
自動車教習所	08410
畜舎	08420
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440
飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
食堂又は喫茶店	08452
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460
事務所	08470
映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
自動車車庫	08490
自転車駐車場	08500
倉庫業を営む倉庫	08510
倉庫業を営まない倉庫	08520
劇場、映画館又は演芸場	08530
観覧場	08540
公会堂又は集会場	08550
展示場	08560
料理店	08570
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
ダンスホール	08590

個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
卸売市場	08610
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	08650
その他	08990

⑬ 6欄の「ニ」は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。工事部分が2種類以上の構造からなるときは、床面積が最も大きい部分の構造について記入してください。

構造の区分	記号
木造	01
鉄骨鉄筋コンクリート造	02
鉄筋コンクリート造	03
鉄骨造	04
コンクリートブロック造	05
その他	06

⑭ 6欄の「ホ」は、その建築物の規模に見合った月数を記入してください。

⑮ 6欄の「ト」は、床面積が大きい順に3種類までの用途について、（注意）3. ⑫に準じて該当する記号を記入してください。

⑯ 6欄の「チ」は、建築設備費を含んだ額を記入してください。消費税込みの金額である場合は、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。

4. 第三面関係

① 1欄は、建築物が居住専用住宅又は居住産業併用建築物（工事部分が産業の用のみに供する部分である場合を除く。）である場合に記入してください。当該建築物の数が2以上のときは、一の建築物（1棟）ごとに記入してください。

② 2欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合において、当該除却しようとする建築物について記入してください。

③ 1欄の「イ」は、第二面の6欄の「イ」に記入した番号と同じ番号を記入してください。

④ 1欄の「ロ」から「ト」までは、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。ただし、建築物が住宅の附属建築物の場合においては、「ニ」から「ト」までは、当該建築物が附属する住宅が該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑤ 1欄の「ロ」において、「新設」とは、新築、増築又は改築によって居室、台所及び便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られるものをいいます。例えば、既存住宅の棟続きであっても、居室、台所又は便所を整えて独立して居住し得るものは「新設」に含まれます。「その他」とは、住宅の附属建築物又は増築若しくは改築によって造られる住宅で新設に該当しないものをいいます。例えば、一敷地内に既存住宅があって、別棟に50平方メートルの居室だけを建築しても、新たに造られた部分だけでは独立して居住し得ないから「その他」に含まれます。

⑥ 1欄の「ハ」は、当該住宅が新設のときのみ記入してください。「民間資金住宅」とは、国、地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構等の公的な機関の資金に全くならず、民間資金のみで建てる住宅をいいます。「住宅金融支援機構住宅」とは、独立行政法人住宅金融支援機構から建設資金の融資を受けた住宅をいい、融資額の大小は問いません。「都市再生機構住宅」とは、独立行政法人都市再生機構が分譲又は賃貸を目的として建てた住宅をいいます。

⑦ 1欄の「ニ」において、「在来工法」とは、プレハブ工法及び枠組壁工法以外の工法をいいます。「プレハブ工法」とは、住宅の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の主要構造部材を工場で生産し、現場で組立建築する工法をいいます。「枠組壁工法」とは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法で、一般には、ツーバイフォー工法といわれるものです。

⑧ 1欄の「ホ」において、「専用住宅」とは、専ら居住の目的だけのために建築するもので、住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分がないものをいいます。「併用住宅」とは、住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分があつて居住部分と機能的に結合して戸をなしているもので、居住部分の床面積の合計が建築物の床面積の合計の5分の1以上のものをいいます。「その他の住宅」とは、主に工場、学校、官公署、旅館、下宿屋、浴場、社寺等の建築物に付属して、これと結合している住宅をいいます。

- ⑨ 1 欄の「へ」において、「長屋連住宅」とは、廊下、階段等を共用しない2戸以上の住宅を連続する建て方の住宅（連続建）をいい、廊下、階段等を共用しないで2戸以上の住宅を重ねたもの（重ね建）を含みます。「共同住宅」とは、長屋連住宅以外の住宅で、一の建築物内に2戸以上の住宅があるものをいい、一般的には、アパート又はマンションといわれるものです。
- ⑩ 一件の建築工事で1欄の「ト」の(1)から(4)までに掲げる住宅の利用関係が2種類以上となる場合は、1欄の「チ」及び「リ」は当該住宅の利用関係の種類ごとに記入してください。
- ⑪ 2欄の「イ」において居住専用建築物の場合は、（注意）3. ⑥に準じて該当する記号を記入してください。
- ⑫ 2欄の「イ」において居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、（注意）3. ⑦に準じて該当する記号を記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。
- ⑬ 2欄の「ロ」、「ハ」及び「へ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ※この届は国の統計調査において利用される場合があります。

別記第四十一号様式を次のように改める。

第四十一号様式（第八条関係）（A 4）

建築基準法第15条第1項の規定による
建築物除却届
（第一面）

____年 ____月 ____日

____ 知事 様

除却工事施工者

氏名		
営業所名		
郵便番号	-	
所在地		
電話番号	-	-
担当者の氏名		
担当者の電話番号	-	-

※受付經由機関記載欄

(第二面)

【1. 物件名】	
【2. 除却予定期日】	年 月 日
【3. 除却場所】	
【4. 主要用途】	(注意欄に記載の記号を記入してください)
【5. 除却原因】	☐ (1)老朽して危険があるため ☐ (2)その他
【6. 構造】	☐ (1)木造 ☐ (2)その他
【7. 建築物の数】	棟
【8. 住宅の戸数】	戸
【9. 建築物の床面積の合計】	m ²
【10. 建築物の評価額】	万円

(注意)

1. 第一面関係

① 担当者の氏名欄及び担当者の電話番号欄には、受付経由機関等が工事内容について確認を行う際に回答ができる担当者の氏名及び電話番号を記入してください。

② ※印のある欄は記入しないでください。

2. 第二面関係

① 各欄は、除却しようとする建築物について記入してください。

② 4 欄は、居住専用建築物の場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。

主要用途の区分		記号
居住専用 住宅	住宅、住宅附属建築物（物置、車庫等）	01
居住専用 準住宅	寮、合宿所、寄宿舎、準住宅附属建築物（物置、車庫等）	02

③ 4 欄は、居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号	
		居住 産業 併用	産業 専用
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業	10	30
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		11	31
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同梱造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業	12	32
電気・ガス・熱供給・水道業		13	33
情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業	14	34
運輸業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業	15	35
卸売業、小売業		16	36
金融業、保険業		17	37
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業	18	38

宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	19	39
教育、学習支援業	学校教育、その他の教育、学習支援業（社会教育、学習塾及び教養・技能教授業ほか）	20	40
医療、福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業	21	41
その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。）、郵便局、学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体、旅行業、娯楽業、宗教、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、協同組合、サービス業	22	42
国家公務、地方公務		23	43
他に分類されないもの		24	44

④ 5 欄及び6 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑤ 9 欄及び10欄は、小数点以下の数値は四捨五入してください。

（建築動態統計調査規則の一部改正）

第二条 建築動態統計調査規則（昭和二十五年建設省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(着工調査に係る調査票の作成及び送付) 第七条 都道府県知事は、法第十五条第一項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出に基づいて、国土交通大臣が定めるところにより、調査票を当該届出に係る建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）別記第四十号様式に記載された着工予定期日（以下単に「着工予定期日」という。）の属する月ごとに作成し、これを翌月十三日までに到達するよう国土交通大臣に送付しなければならない。 (削る) 第九条 建築物（第四条第三項の規定により国土交通大臣が抽出した建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。）の工事施工者は、当該建築物について別記第一号様式の調査票を作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する月の翌々月十三日までに到達するよう国土交通大臣に送付しなければならない。	(着工調査に係る調査票の作成及び送付) 第七条 都道府県知事は、法第十五条第一項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出に基づいて、別記第一号様式の調査票（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第十一条から第十三条までにおいて同じ。）を、当該届出に係る建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）別記第四十号様式に記載された着工予定期日（以下単に「着工予定期日」という。）の属する月ごとに作成し、これを翌月十三日までに到達するよう国土交通大臣に送付しなければならない。 2 前項の調査票の送付については、当該調査票が電磁的記録で作成されている場合には、都道府県知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と国土交通大臣の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものをもって行うことができる。 第九条 建築物（第四条第三項の規定により国土交通大臣が抽出した建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。）の工事施工者は、当該建築物について別記第二号様式の調査票（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第三項、第十二条並びに第十三条において同じ。）を作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する月の翌々月十三日までに到達するよう国土交通大臣に送付しなければならない。

一〇三 (略)

2 (略)

(削る)

(着工調査に係る結果の公表)

第十一条 国土交通大臣は、第七条の規定により送付を受けた調査票に基づいて、毎月分について全国の集計を翌月末日までにを行い、その集計結果を、速やかに公表する。

(着工調査に係る関係書類の保存)

第十三条 国土交通大臣は、第七条及び第九条の規定により送付を受けた調査票、第十一条に規定する集計結果並びに前条に規定する年次建築動態統計表（この条において「関係書類」と総称する。）を、二年間保存しなければならない。ただし、関係書類が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十六条において同じ。）で作成されている場合には、当該電磁的記録を永年保存するものとする。

(災害報告の手続)

第十七条 法第十五条第三項の規定による災害による滅失又は損壊の報告（以下「災害報告」という。）は、毎月分につき取りまとめ翌月五日までに別記第二号様式により行う。

い。

一〇三 (略)

2 (略)

3

前二項の調査票の送付については、当該調査票が電磁的記録で作成されている場合には、前二項の工事施工者の使用に係る電子計算機と国土交通大臣の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものをもって行うことができる。

(着工調査に係る結果の公表)

第十一条 国土交通大臣は、第七条の規定により送付を受けた調査票に基づいて、毎月分について全国の集計を翌月末日までにを行い、その集計結果を、速やかに、定期の刊行物に掲載する等の方法により公表する。

(着工調査に係る関係書類の保存)

第十三条 国土交通大臣は、第七条及び第九条の規定により送付を受けた調査票、第十一条に規定する集計結果並びに前条に規定する年次建築動態統計表（この条において「関係書類」と総称する。）を、二年間保存しなければならない。ただし、関係書類が電磁的記録で作成されている場合には、当該電磁的記録を永年保存するものとする。

(災害報告の手続)

第十七条 法第十五条第三項の規定による災害による滅失又は損壊の報告（以下「災害報告」という。）は、毎月分につき取りまとめ翌月五日までに別記第三号様式により行う。

2 災害報告において補正の必要がある場合には翌月末日までに、別記第二号様式に「災害補正」と明記して報告しなければならない。

(滅失調査に係る調査票の作成及び送付)

第二十一条 都道府県知事は、除却の届出及び災害報告に基づいて、国土交通大臣が定めるところにより、毎月分について建築物除却統計調査票及び建築物災害統計調査票を作成し、これを翌月十三日までに到達するよう国土交通大臣に送付しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

第二十二条 都道府県知事は、第十七条第二項の災害補正報告に基づいて、国土交通大臣が定めるところにより、当該報告を受けた月毎月分について建築物災害統計調査票を作成し、「災害補正」と明記して、これを翌々月十日までに到達するよう国土交通大臣に送付しなければならない。

(削る)

(滅失調査に係る結果の公表)

第二十三条 国土交通大臣は、第二十一条及び前条の規定により送付を受けた調査票に基づいて、毎月分について全国の集計を翌月末日までに行い、その集計結果を、翌々月末日までに公表する。

2 災害報告において補正の必要がある場合には翌月末日までに、別記第三号様式に「災害補正」と明記して報告しなければならない。

(滅失調査に係る調査票の作成及び送付)

第二十一条 都道府県知事は、除却の届出及び災害報告に基づいて、毎月分について左の各号の調査票(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第二十三条、第二十四条及び第二十六条において同じ。)を作成し、これを翌月十三日までに到達するよう国土交通大臣に送付しなければならない。

一 別記第四号様式の建築物除却統計調査票

二 別記第五号様式の建築物災害統計調査票

2 第七条第二項の規定は、前項の調査票について準用する。

第二十二条 都道府県知事は、第十七条第二項の災害補正報告に基づいて、当該報告を受けた月毎月分について別記第五号様式の建築物災害統計調査票(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、次条、第二十四条及び第二十六条において同じ。)を作成し、「災害補正」と明記して、これを翌々月十日までに到達するよう国土交通大臣に送付しなければならない。

2 第七条第二項の規定は、前項の調査票について準用する。

(滅失調査に係る結果の公表)

第二十三条 国土交通大臣は、第二十一条及び前条の規定により送付を受けた調査票に基づいて、毎月分について全国の集計を翌月末日までに行い、その集計結果を、翌々月末日までに、建築物の滅失及び損壊に関して国土交通大臣が作成する月報に掲載して公表する。

別記第一号様式を削る。

別記第二号様式中「第二号様式」を「第一号様式」に改め、同様式を別記第一号様式とする。
別記第三号様式中「第三号様式」を「第二号様式」に改め、同様式を別記第二号様式とする。
別記第四号様式及び別記第五号様式を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第一条の規定による改正後の建築基準法施行規則別記第四十号様式及び第四十一号様式は、着工又は除却の予定期日が令和七年一月一日以後である建築物について適用し、当該予定期日が同日前である建築物については、なお従前の例による。

- 3 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

建築物用途分類 新旧対照表

＜変更点＞

- 中分類項目を廃止し、新たに建築工事届の「用途」欄に記入された区分（「建築物の用途区分」という名称とする。）にしたがって表章を行う。
- 建築工事届の「主要用途」欄及び「用途」欄に記入された内容により、別添の一覧表の分類にしたがって使途を決定する。
- その他、平仄の観点で修正を行う。

旧	新
建 築 物 用 途 分 類	建 築 物 用 途 分 類
第 一 章 建築物用途分類一般原則	第 一 章 建築物用途分類一般原則
第 1 項 建築物の定義	第 1 項 建築物の定義
この分類にいう建築物とは、住宅、事務所、店舗、工場、その他土地に定着する工作物のうち、①屋根及び柱又は壁を有するもの、②観覧のための工作物、③地下又は高架の工作物内に設ける事務所、店舗、その他これらに類する施設をいう。	この分類にいう建築物とは、住宅、事務所、店舗、工場、その他土地に定着する工作物のうち、①屋根及び柱又は壁を有するもの、②観覧のための工作物、③地下又は高架の工作物内に設ける事務所、店舗、その他これらに類する施設をいう。
第 2 項 分類の構成	第 2 項 分類の構成
建築物用途分類は、建築物の用途及び使途により構成する。	建築物用途分類は、建築物の用途及び使途により構成する。

建築物の用途については大分類及び<u>中分類</u>を設ける。また、<u>用途の中分類</u>を<u>使途により</u>区分する。	建築物の用途については大分類<u>(居住専用・居住産業併用・産業用分類)</u>(以下単に「大分類」という。)及び<u>建築物の用途区分</u>を設ける。また、<u>大分類及び建築物の用途区分から使途を</u>区分する。
第3項 建築物用途分類の内容 1 用途分類 この分類にいう建築物の用途とは、建築物が占有される目的をいう。建築物の用途は、まず、居住専用、居住産業併用及び産業用に大別する。居住専用とは人が専ら生活の本拠としうるものを指し、産業用とは農林水産業用、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業用、製造業用等居住用以外の目的の全てを含むものをいう。<u>居住産業併用とは居住の用に供される部分と産業の用に供される部分が結合し、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の20%以上であるものをいう。</u> 用途分類の大分類として、32大分類を設ける。<u>居住専用</u>は住宅(家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物)と<u>準住宅</u>(一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物)の2区分とする。居住産業併用及び産業用については、日本標準産業分類を集約した分類によってそれぞれ15区分する。 また、<u>大分類を更に細分するために中分類</u>を設ける。 <u>居住専用については、居住そのもののための建築物とそれらに附属する建築物(物置等)に区分し、居住産業併用については居住と併用する産業部分の区分を日本標準産業分類の中分類又は小分類の組み合わせに</u>	第3項 建築物用途分類の内容 1 用途分類 この分類にいう建築物の用途とは、建築物が占有される目的をいう。建築物の用途は、まず、居住専用、居住産業併用及び産業用に大別する。居住専用とは人が専ら生活の本拠としうるものを指し、産業用とは農林水産業用、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業用、製造業用等居住用以外の目的の全てを含むものをいう。<u>居住産業併用とは居住の用に供される部分と産業の用に供される部分が結合し、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の20%以上であるものをいう。</u> 用途分類の大分類として、32大分類を設ける。<u>居住専用</u>は住宅(家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物)と<u>準住宅</u>(一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物)の2区分とする。居住産業併用及び産業用については、日本標準産業分類を集約した分類によってそれぞれ15区分する。 また、<u>建築物の用途区分として72区分</u>を設ける。

<u>よるものとし、37 中分類とする。産業用については、日本標準産業分類の中分類又は小分類の組み合わせによるものとし、37 中分類とする。</u> 2 使途区分 この分類にいう建築物の使途とは、事務所、店舗及び倉庫のような建築物の直接的な使われ方をいい、次のとおりとする。 ○ 事 務 所（使途区分 1） 机上事務又はこれに類する事務を行う場所をいう。会議室、受付室、タイプ室、守衛所、用務員室、銀行、営業所その他これらに類するものを含む。 ○ 店 舗（使途区分 2） 卸売店、小売店、飲食店、その他物品を直接取引する場所をいう。 ○ 工場及び作業場（使途区分 3） 物品を製造（改造又は加工を含む。）若しくは修理する場所、又は机上事務若しくはこれに類する事務でない作業を行う場所をいう。商品包装場、荷造り場、物品 検査室、電子計算機操作室、ポンプ小屋などを含む。 ○ 倉 庫（使途区分 4）	2 使途区分 <u>産業用建築物について、7 区分の使途を設ける。</u>この分類にいう建築物の使途とは、事務所、店舗及び倉庫のような建築物の直接的な使われ方をいい、次のとおりとする。 ○ 事 務 所（使途区分 1） 机上事務又はこれに類する事務を行う場所をいう。会議室、受付室、タイプ室、守衛所、用務員室、銀行、営業所その他これらに類するものを含む。 ○ 店 舗（使途区分 2） 卸売店、小売店、飲食店、その他物品を直接取引する場所をいう。 ○ 工場及び作業場（使途区分 3） 物品を製造（改造又は加工を含む。）若しくは修理する場所、又は机上事務若しくはこれに類する事務でない作業を行う場所をいう。商品包装場、荷造り場、物品 検査室、電子計算機操作室、ポンプ小屋などを含む。 ○ 倉 庫（使途区分 4）
---	---

物品を貯蔵又は保管する場所をいう。 ○ 学校の校舎（使途区分 5） 教育の用に供される学校の校舎、体育館、図書館その他これらに類するものをいう。 ○ 病院・診療所（使途区分 6） 医療の用に供される病院、病棟、診療所の診療棟その他これらに類するものをいう。 ○ その他（使途区分 9） <u>居住専用住宅、居住専用準住宅及び</u>上記使途区分 1 から 6 以外の<u>居住産業併用建築物又は</u>産業用建築物をいう。	物品を貯蔵又は保管する場所をいう。 ○ 学校の校舎（使途区分 5） 教育の用に供される学校の校舎、体育館、図書館その他これらに類するものをいう。 ○ 病院・診療所（使途区分 6） 医療の用に供される病院、病棟、診療所の診療棟その他これらに類するものをいう。 ○ その他（使途区分 9） 上記使途区分 1 から 6 以外の産業用建築物をいう。
第 4 項 分類適用上の原則 1 分類の適用単位 分類の適用単位は建築物の棟（むね）ごとである。母屋に母屋よりも延べ面積の小さい附属建築物が付着している場合は同一棟とみなす。渡り廊下のように二つ以上の母屋に付着しているものは、等分して各々の母屋と同一棟とみなす。 2 建築物の用途の決定方法	第 4 項 分類適用上の原則 1 分類の適用単位 分類の適用単位は建築物の棟（むね）ごとである。母屋に母屋よりも延べ面積の小さい附属建築物が付着している場合は同一棟とみなす。渡り廊下のように二つ以上の母屋に付着しているものは、等分して各々の母屋と同一棟とみなす。 2 建築物の用途の決定方法

建築物の用途を分類するに当たっては、まず、居住専用、居住産業併用及び産業用の３区分を判断し、次いで<u>大分類、中分類の順に</u>決定する。 (1) 居住専用、居住産業併用及び産業用の３区分を判定するに当たっては、居住用として占有されている床面積の延べ面積に対する割合に応じ、これが100%である場合は、「大分類Ａ１．居住専用住宅」又は「大分類Ａ２．居住専用準住宅」のどちらかに、20%以上である場合は、「大分類Ｂ１．居住農林水産業併用建築物」から「大分類Ｂ１５．他に分類されない居住産業併用建築物」までの居住産業併用建築物のいずれかに、20%未満である場合は、「大分類Ｃ１．農林水産業用建築物」から「大分類Ｃ１５．他に分類されない建築物」までの産業用建築物のいずれかに分類する。 (2) 居住専用は、家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物を「大分類Ａ１．居住専用住宅」に、一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物を「大分類Ａ２．居住専用準住宅」に分類する。 <u>(3) 「大分類Ｂ１．居住農林水産業併用建築物」から「大分類Ｂ１５．他に分類されない居住産業併用建築物」までの居住産業併用建築物及び「大分類Ｃ１．農林水産業用建築物」から「大分類Ｃ１５．他に分類されない建築物」までの産業用建築物を更に中分類の産業別に分類するに当たり、一つの棟の中に用途の異なる部分がある場合は、最大</u>	建築物の用途を分類するに当たっては、まず、居住専用、居住産業併用及び産業用の３区分を判断し、<u>大分類（建築工事届の「主要用途」欄）を決定する。</u>次いで<u>建築物の用途区分（建築工事届の「用途」欄）を決定する。</u> (1) 居住専用、居住産業併用及び産業用の３区分を判定するに当たっては、居住用として占有されている床面積の延べ面積に対する割合に応じ、これが100%である場合は、「大分類Ａ１．居住専用住宅」又は「大分類Ａ２．居住専用準住宅」のどちらかに、20%以上である場合は、「大分類Ｂ１．居住農林水産業併用建築物」から「大分類Ｂ１５．他に分類されない居住産業併用建築物」までの居住産業併用建築物のいずれかに、20%未満である場合は、「大分類Ｃ１．農林水産業用建築物」から「大分類Ｃ１５．他に分類されない建築物」までの産業用建築物のいずれかに分類する。 (2) 居住専用は、家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物を「大分類Ａ１．居住専用住宅」に、一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物を「大分類Ａ２．居住専用準住宅」に分類する。
---	---

の床面積を占有している用途によって分類する。

(4) 「大分類B 1. 居住農林水産業併用建築物」から「大分類B 1 5. 他に分類されない居住産業併用建築物」までの居住産業併用建築物及び「大分類C 1. 農林水産業用建築物」から「大分類C 1 5. 他に分類されない建築物」までの産業用建築物が、一つの構えの中に位置すると認められる場合には、その構えの用途に従って産業別を決定する。構えの用途によって産業別を決定する場合は、日本標準産業分類の産業の決定方法によるものとする。ただし、使途区分の5、6に該当するものについては、他の居住産業併用及び産業用の建築物と同一の構えにあっても、それぞれ学校の校舎は、「大分類B 1 1. 居住教育, 学習支援業併用建築物」又は「大分類C 1 1. 教育, 学習支援業用建築物」に、病院・診療所の建物は、「大分類B 1 2. 居住医療, 福祉併用建築物」又は「大分類C 1 2. 医療, 福祉用建築物」に分類する。また、寄宿舍、寮等は、「大分類A 2. 居住専用準住宅」に分類する。

ここにおいて構えとは、建築物が組織的に構築された一区画をいい、例えば工場の構内などである。

一構内における建築物群が単一の経営主体に属するものであれば、その構内すべてを一つの構えとし、一つの構内にあってもその建築物群が異なる経営主体に属する場合は、経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一つの構えとする。

(5) 修理業用建築物及び再生業用建築物は、その取り扱う物品の製造業

(3) 「大分類B 1. 居住農林水産業併用建築物」から「大分類B 1 5. 他に分類されない居住産業併用建築物」までの居住産業併用建築物及び「大分類C 1. 農林水産業用建築物」から「大分類C 1 5. 他に分類されない建築物」までの産業用建築物が、一つの構えの中に位置すると認められる場合には、その構えの用途に従って産業別を決定する。構えの用途によって産業別を決定する場合は、日本標準産業分類の産業の決定方法によるものとする。ただし、使途区分の5、6に該当するものについては、他の居住産業併用及び産業用の建築物と同一の構えにあっても、それぞれ学校の校舎は、「大分類B 1 1. 居住教育, 学習支援業併用建築物」又は「大分類C 1 1. 教育, 学習支援業用建築物」に、病院・診療所の建物は、「大分類B 1 2. 居住医療, 福祉併用建築物」又は「大分類C 1 2. 医療, 福祉用建築物」に分類する。また、寄宿舍、寮等は、「大分類A 2. 居住専用準住宅」に分類する。

ここにおいて構えとは、建築物が組織的に構築された一区画をいい、例えば工場の構内などである。

一構内における建築物群が単一の経営主体に属するものであれば、その構内すべてを一つの構えとし、一つの構内にあってもその建築物群が異なる経営主体に属する場合は、経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一つの構えとする。

(4) 修理業用建築物及び再生業用建築物は、「大分類B 0 3. 居住製造

<u>用建築物と同一の分類とする。ただし、日本標準産業分類の中分類「79. その他の生活関連サービス業」、「89. 自動車整備業」又は「90. 機械等修理業(別掲を除く)」に属する修理業用建築物及び再生業用建築物は、<u>建築物用途分類においては中分類「65. その他のサービス業用建築物」に分類する。</u></u> <u>(6) 賃貸用建築物(貸家、貸ビルなど)は、実際に使用される用途によって分類するものとする。ただし、その用途を予想できないものについては、<u>中分類「230 居住不動産業併用建築物(駐車場業用を除く)」又は「330 不動産業用建築物(駐車場業用を除く)」に分類する。</u></u>	<u>業併用建築物」又は「大分類C03. 製造業用建築物」に分類する。</u> ただし、日本標準産業分類の中分類「79. その他の生活関連サービス業」、「89. 自動車整備業」又は「90. 機械等修理業(別掲を除く)」に属する修理業用建築物及び再生業用建築物は、<u>「大分類B13. 居住その他のサービス業併用建築物」又は「大分類C13. その他のサービス業用建築物」に分類する。</u> <u>(5) 賃貸用建築物(貸家、貸ビルなど)は、実際に使用される用途によって分類するものとする。ただし、その用途を予想できないものについては、<u>「大分類B09. 居住不動産業併用建築物」又は「大分類C09. 不動産業用建築物」に分類する。</u></u>
3 建築物の使途の決定方法 <u>(1) 「大分類B1. 居住農林水産業併用建築物」から「大分類B15. 他に分類されない居住産業併用建築物」までの居住産業併用建築物及び「大分類C1. 農林水産業用建築物」から「大分類C15. 他に分類されない建築物」までの産業用建築物を更に使途別に区分するに当たり、一つの棟の中に使途の異なる部分がある場合には、最大の床面積を占有している使途によって分類する。</u> <u>(2) 賃貸用建築物(貸家、貸ビルなど)は、実際に使用される使途による。ただし、その使途を予想できないものについては、「9 その他」に分類する。</u>	3 建築物の使途の決定方法 <u>大分類(建築工事届の「主要用途」欄)及び建築物の用途区分(建築工事届の「用途」欄)により、別添の一覧表の分類にしたがって使途を決定する。</u>

第二章 分類項目表 1. 大分類項目 A 0 1. 居住専用住宅 A 0 2. 居住専用準住宅 B 0 1. 居住農林水産業併用建築物 B 0 2. 居住鉱業，採石業，砂利採取業，建設業併用建築物 B 0 3. 居住製造業併用建築物 B 0 4. 居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物 B 0 5. 居住情報通信業併用建築物 B 0 6. 居住運輸業併用建築物 B 0 7. 居住卸売業，小売業併用建築物 B 0 8. 居住金融業，保険業併用建築物 B 0 9. 居住不動産業併用建築物 B 1 0. 居住宿泊業，飲食サービス業併用建築物 B 1 1. 居住教育，学習支援業併用建築物 B 1 2. 居住医療，福祉併用建築物 B 1 3. 居住その他のサービス業併用建築物 B 1 4. 居住公務併用建築物 B 1 5. 他に分類されない居住産業併用建築物 C 0 1. 農林水産業用建築物 C 0 2. 鉱業，採石業，砂利採取業，建設業用建築物	第二章 分類項目表 1. 大分類項目 A 0 1. 居住専用住宅 A 0 2. 居住専用準住宅 B 0 1. 居住農林水産業併用建築物 B 0 2. 居住鉱業，採石業，砂利採取業，建設業併用建築物 B 0 3. 居住製造業併用建築物 B 0 4. 居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物 B 0 5. 居住情報通信業併用建築物 B 0 6. 居住運輸業併用建築物 B 0 7. 居住卸売業，小売業併用建築物 B 0 8. 居住金融業，保険業併用建築物 B 0 9. 居住不動産業併用建築物 B 1 0. 居住宿泊業，飲食サービス業併用建築物 B 1 1. 居住教育，学習支援業併用建築物 B 1 2. 居住医療，福祉併用建築物 B 1 3. 居住その他のサービス業併用建築物 B 1 4. 居住公務併用建築物 B 1 5. 他に分類されない居住産業併用建築物 C 0 1. 農林水産業用建築物 C 0 2. 鉱業，採石業，砂利採取業，建設業用建築物

C 0 3. 製造業用建築物 C 0 4. 電気・ガス・熱供給・水道業用建築物 C 0 5. 情報通信業用建築物 C 0 6. 運輸業用建築物 C 0 7. 卸売業，小売業用建築物 C 0 8. 金融業，保険業用建築物 C 0 9. 不動産業用建築物 C 1 0. 宿泊業，飲食サービス業用建築物 C 1 1. 教育，学習支援業用建築物 C 1 2. 医療，福祉用建築物 C 1 3. その他のサービス業用建築物 C 1 4. 公務用建築物 C 1 5. 他に分類されない建築物	C 0 3. 製造業用建築物 C 0 4. 電気・ガス・熱供給・水道業用建築物 C 0 5. 情報通信業用建築物 C 0 6. 運輸業用建築物 C 0 7. 卸売業，小売業用建築物 C 0 8. 金融業，保険業用建築物 C 0 9. 不動産業用建築物 C 1 0. 宿泊業，飲食サービス業用建築物 C 1 1. 教育，学習支援業用建築物 C 1 2. 医療，福祉用建築物 C 1 3. その他のサービス業用建築物 C 1 4. 公務用建築物 C 1 5. 他に分類されない建築物
2. <u>中分類項目</u> <u>A 0 1. 居住専用住宅</u> <u>1 0 1 居住専用住宅（附属建築物を除く）</u> <u>1 0 2 居住専用住宅附属建築物</u> <u>A 0 2. 居住専用準住宅</u> <u>1 0 3 寮、寄宿舍、合宿所（附属建築物を除く）</u> <u>1 0 4 居住専用準住宅附属建築物</u>	2. <u>建築物の用途区分項目</u> <u>08010 一戸建ての住宅</u> <u>08020 長屋</u> <u>08030 共同住宅</u> <u>08040 寄宿舍</u> <u>08050 下宿</u> <u>08070 幼稚園</u> <u>08080 小学校</u>

<u>1 0 5 その他の居住専用準住宅</u>	<u>08082 義務教育学校</u>
<u>B 0 1. 居住農林水産業併用建築物</u>	<u>08090 中学校、高等学校又は中等教育学校</u>
<u>2 1 1 居住農林水産業併用建築物</u>	<u>08100 特別支援学校</u>
<u>B 0 2. 居住鉱業、採石業、砂利採取業、建設業併用建築物</u>	<u>08110 大学又は高等専門学校</u>
<u>2 1 2 居住鉱業、採石業、砂利採取業併用建築物</u>	<u>08120 専修学校</u>
<u>2 1 3 居住建設業併用建築物</u>	<u>08130 各種学校</u>
<u>B 0 3. 居住製造業併用建築物</u>	<u>08132 幼保連携型認定こども園</u>
<u>2 1 4 居住食料、繊維、木材・木製品等製造業併用建築物</u>	<u>08140 図書館その他これに類するもの</u>
<u>2 1 5 居住化学工業、石油製品等製造業併用建築物</u>	<u>08150 博物館その他これに類するもの</u>
<u>2 1 6 居住鉄鋼業、非鉄金属・金属製品製造業併用建築物</u>	<u>08152 美術館その他これに類するもの</u>
<u>2 1 7 居住機械器具製造業併用建築物</u>	<u>08160 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</u>
<u>2 1 8 居住その他の製造業併用建築物</u>	<u>08170 老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの</u>
<u>B 0 4. 居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物</u>	<u>08180 保育所その他これに類するもの</u>
<u>2 1 9 居住電気業併用建築物</u>	<u>08190 助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)</u>
<u>2 2 0 居住ガス業併用建築物</u>	<u>08192 助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)</u>
<u>2 2 1 居住熱供給業併用建築物</u>	<u>08210 児童福祉施設等(建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。)(入所する者の寝室があるものに限る。)</u>
<u>2 2 2 居住水道業併用建築物</u>	<u>08220 児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。)</u>
<u>B 0 5. 居住情報通信業併用建築物</u>	<u>08230 公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)</u>
<u>2 2 3 居住通信業併用建築物</u>	<u>08240 診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)</u>
	<u>08250 診療所(患者の収容施設のないものに限る。)</u>
	<u>08260 病院</u>

<u>2 2 4 居住放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業併用建築物</u>	<u>08270 巡査派出所</u>
<u>2 2 5 居住映像・音声・文字情報制作業併用建築物（新聞業、出版業用を除く）</u>	<u>08280 公衆電話所</u>
<u>2 2 6 居住新聞業、出版業併用建築物</u>	<u>08290 郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設</u>
<u>B 0 6. 居住運輸業併用建築物</u>	<u>08300 地方公共団体の支庁又は支所</u>
<u>2 2 7 居住運輸業併用建築物</u>	<u>08310 公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家</u>
<u>B 0 7. 居住卸売業、小売業併用建築物</u>	<u>08320 建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設</u>
<u>2 2 8 居住卸売業、小売業併用建築物</u>	<u>08330 税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの</u>
<u>B 0 8. 居住金融業、保険業併用建築物</u>	<u>08340 工場（自動車修理工場を除く。）</u>
<u>2 2 9 居住金融業、保険業併用建築物</u>	<u>08350 自動車修理工場</u>
<u>B 0 9. 居住不動産業併用建築物</u>	<u>08360 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</u>
<u>2 3 0 居住不動産業併用建築物（駐車場業用を除く）</u>	<u>08370 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</u>
<u>2 3 1 居住駐車場業併用建築物</u>	<u>08380 体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）</u>
<u>B 1 0. 居住宿泊業、飲食サービス業併用建築物</u>	<u>08390 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの</u>
<u>2 3 2 居住宿泊業併用建築物</u>	<u>08400 ホテル又は旅館</u>
<u>2 3 3 居住飲食サービス業併用建築物</u>	<u>08410 自動車教習所</u>
<u>B 1 1. 居住教育、学習支援業併用建築物</u>	<u>08420 畜舎</u>
	<u>08430 堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場</u>

<u>2 3 4 居住学校教育併用建築物</u> <u>2 3 5 居住社会教育併用建築物</u> <u>2 3 6 居住学習塾、教養・技能教授業併用建築物</u> <u>2 3 7 居住その他の教育、学習支援業併用建築物</u> <u>B 1 2. 居住医療、福祉併用建築物</u> <u>2 3 8 居住医療業、保健衛生併用建築物</u> <u>2 3 9 居住社会保険・社会福祉・介護事業併用建築物</u> <u>B 1 3. 居住その他のサービス業併用建築物</u> <u>2 4 0 居住郵便局併用建築物</u> <u>2 4 1 居住学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体併用建築物</u> <u>2 4 2 居住旅行業併用建築物</u> <u>2 4 3 居住娯楽業併用建築物</u> <u>2 4 4 居住宗教併用建築物</u> <u>2 4 5 居住その他のサービス業併用建築物</u> <u>B 1 4. 居住公務併用建築物</u> <u>2 4 6 居住公務併用建築物</u> <u>B 1 5. 他に分類されない居住産業併用建築物</u> <u>2 9 9 他に分類されない居住産業併用建築物</u>	<u>08438 日用品の販売を主たる目的とする店舗</u> <u>08440 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）</u> <u>08450 飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）</u> <u>08452 食堂又は喫茶店</u> <u>08456 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類</u>
---	--

<u>C 0 1. 農林水産業用建築物</u> <u>3 1 1 農林水産業用建築物</u> <u>C 0 2. 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業用建築物</u> <u>3 1 2 鉱業、採石業、砂利採取業用建築物</u> <u>3 1 3 建設業用建築物</u> <u>C 0 3. 製造業用建築物</u> <u>3 1 4 食料、繊維、木材・木製品等製造業用建築物</u> <u>3 1 5 化学工業、石油製品等製造業用建築物</u> <u>3 1 6 鉄鋼業、非鉄金属・金属製品製造業用建築物</u> <u>3 1 7 機械器具製造業用建築物</u> <u>3 1 8 その他の製造業用建築物</u> <u>C 0 4. 電気・ガス・熱供給・水道業用建築物</u> <u>3 1 9 電気業用建築物</u> <u>3 2 0 ガス業用建築物</u> <u>3 2 1 熱供給業用建築物</u> <u>3 2 2 水道業用建築物</u> <u>C 0 5. 情報通信業用建築物</u> <u>3 2 3 通信業用建築物</u> <u>3 2 4 放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業用建築物</u>	<u>する施設</u> <u>08458 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗</u> <u>08460 物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）</u> <u>08470 事務所</u> <u>08480 映画スタジオ又はテレビスタジオ</u> <u>08490 自動車車庫</u> <u>08500 自転車駐車場</u> <u>08510 倉庫業を営む倉庫</u> <u>08520 倉庫業を営まない倉庫</u> <u>08530 劇場、映画館又は演芸場</u> <u>08540 観覧場</u> <u>08550 公会堂又は集会場</u> <u>08560 展示場</u> <u>08570 料理店</u> <u>08580 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー</u> <u>08590 ダンスホール</u> <u>08600 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの</u> <u>08610 卸売市場</u> <u>08620 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処</u>
--	---

<u>3 2 5 映像・音声・文字情報制作業用建築物（新聞業，出版業用を除く）</u> <u>3 2 6 新聞業，出版業用建築物</u> <u>C 0 6．運輸業用建築物</u> <u>3 2 7 運輸業用建築物</u> <u>C 0 7．卸売業，小売業用建築物</u> <u>3 2 8 卸売業，小売業用建築物</u> <u>C 0 8．金融業，保険業用建築物</u> <u>3 2 9 金融業，保険業用建築物</u> <u>C 0 9．不動産業用建築物</u> <u>3 3 0 不動産業用建築物（駐車場業用を除く）</u> <u>3 3 1 駐車場業用建築物</u> <u>C 1 0．宿泊業，飲食サービス業用建築物</u> <u>3 3 2 宿泊業用建築物</u> <u>3 3 3 飲食サービス業用建築物</u> <u>C 1 1．教育，学習支援業用建築物</u> <u>3 3 4 学校教育用建築物</u> <u>3 3 5 社会教育用建築物</u>	<u>理施設</u> <u>08630 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの</u> <u>08640 農業の生産資材の貯蔵に供するもの</u> <u>08650 田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）</u> <u>08990 その他</u>
---	---

<u>3 3 6 学習塾，教養・技能教授業用建築物</u> <u>3 3 7 その他の教育，学習支援業用建築物</u> <u>C 1 2．医療，福祉用建築物</u> <u>3 3 8 医療業，保健衛生用建築物</u> <u>3 3 9 社会保険・社会福祉・介護事業用建築物</u> <u>C 1 3．その他のサービス業用建築物</u> <u>3 4 0 郵便局用建築物</u> <u>3 4 1 学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用建築物</u> <u>3 4 2 旅行業用建築物</u> <u>3 4 3 娯楽業用建築物</u> <u>3 4 4 宗教用建築物</u> <u>3 4 5 その他のサービス業用建築物</u> <u>C 1 4．公務用建築物</u> <u>3 4 6 公務用建築物</u> <u>C 1 5．他に分類されない建築物</u> <u>3 9 9 他に分類されない建築物</u> 3．使途区分項目 1 事務所	3．使途区分項目
--	-----------------

2 店舗 3 工場及び作業場 4 倉庫 5 学校の校舎 6 病院・診療所 9 その他	1 事務所 2 店舗 3 工場及び作業場 4 倉庫 5 学校の校舎 6 病院・診療所 9 その他
大分類 A 0 1. 居住専用住宅 総 説 居住専用住宅とは、家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物をいう。 <u>建築物用途分類による番号</u> <u>1019 居住専用住宅（附属建築物を除く）</u> <u>1029 居住専用住宅附属建築物</u> <u>物置、土蔵などの居住専用住宅の附属建築物をいう。</u>	大分類 A 0 1. 居住専用住宅 総 説 居住専用住宅とは、家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物をいう。
大分類 A 0 2. 居住専用準住宅 総 説	大分類 A 0 2. 居住専用準住宅 総 説

居住専用準住宅とは、一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物で、個々の炊事施設を有しない建築物をいう。 <u>建築物用途分類による番号</u> <u>1039 寮、寄宿舎、合宿所（附属建築物を除く）</u> <u>1049 居住専用準住宅附属建築物</u> <u>物置、別棟の便所などの寮、寄宿舎、合宿所等の附属建築物をいう。</u> <u>1059 その他の居住専用準住宅</u> <u>前項の各項のいずれにも分類されない居住専用準住宅をいう。</u>	居住専用準住宅とは、一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物で、個々の炊事施設を有しない建築物をいう。
大分類 B 0 1. 居住農林水産業併用建築物 総 説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「<u>A. 農業、林業</u>」又は「<u>B. 漁業</u>」の用に供される建築物をいう。 <u>建築物用途分類による番号</u> <u>211 居住農林水産業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の大分類「A. 農業、林業」又は「B. 漁</u>	大分類 B 0 1. 居住農林水産業併用建築物 総 説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「<u>A. 農業、林業</u>」又は「<u>B. 漁業</u>」の用に供される建築物をいう。

<u>業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2111 居住農林水産業併用事務所</u> <u>2112 居住農林水産業併用店舗</u> <u>2113 居住農林水産業併用工場及び作業場</u> <u>2114 居住農林水産業併用倉庫</u> <u>2119 その他の居住農林水産業併用建築物</u>	
大分類 B 0 2. 居住鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業併用建築物 総 説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「C. 鉱業, 採石業, 砂利採取業」又は「D. 建設業」の用に供される建築物をいう。 <u>建築物用途分類による番号</u> <u>212 居住鉱業, 採石業, 砂利採取業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の大分類「C. 鉱業, 採石業, 砂利採取業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u>	大分類 B 0 2. 居住鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業併用建築物 総 説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「C. 鉱業, 採石業, 砂利採取業」又は「D. 建設業」の用に供される建築物をいう。

<u>2121 居住鉱業，採石業，砂利採取業併用事務所</u> <u>2122 居住鉱業，採石業，砂利採取業併用店舗</u> <u>2123 居住鉱業，採石業，砂利採取業併用工場及び作業場</u> <u>2124 居住鉱業，採石業，砂利採取業併用倉庫</u> <u>2129 その他の居住鉱業，採石業，砂利採取業併用建築物</u> <u>213 居住建設業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の大分類「06. 総合工事業」、「07. 職別工事業（設備工事業を除く）」又は「08. 設備工事業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2131 居住建設業併用事務所</u> <u>2132 居住建設業併用店舗</u> <u>2133 居住建設業併用工場及び作業場</u> <u>2134 居住建設業併用倉庫</u> <u>2139 その他の居住建設業併用建築物</u>	
大分類 B 0 3. 居住製造業併用建築物 総 説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「E. 製	大分類 B 0 3. 居住製造業併用建築物 総 説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「E. 製

造業」の用に供される建築物をいう。（各々その取り扱う物品の修理業又は再生業を含むものとする。ただし、日本標準産業分類の中分類「79. その他の生活関連サービス業」、「89. 自動車整備業」又は「90. 機械等修理業（別掲を除く）」に属する修理業又は再生業を除く）。 <u>建築物用途分類による番号</u> <u>214 居住食料，繊維，木材・木製品等製造業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「09. 食料品製造業」、「10. 飲料・たばこ・飼料製造業」、「11. 繊維工業」、「12. 木材・木製品製造業（家具を除く）」、「13. 家具・装備品製造業」、「14. パルプ・紙・紙加工品製造業」、「15. 印刷・同関連業」、「18. プラスチック製品製造業（別掲を除く）」又は「21. 窯業・土石製品製造業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2141 居住食料，繊維，木材・木製品等製造業併用事務所</u> <u>2142 居住食料，繊維，木材・木製品等製造業併用店舗</u> <u>2143 居住食料，繊維，木材・木製品等製造業併用工場及び作業場</u> <u>2144 居住食料，繊維，木材・木製品等製造業併用倉庫</u> <u>2149 その他の居住食料，繊維，木材・木製品等製造業併用建築物</u> <u>215 居住化学工業，石油製品等製造業併用建築物</u>	造業」の用に供される建築物をいう。（各々その取り扱う物品の修理業又は再生業を含むものとする。ただし、日本標準産業分類の中分類「79. その他の生活関連サービス業」、「89. 自動車整備業」又は「90. 機械等修理業（別掲を除く）」に属する修理業又は再生業を除く）。
--	---

<u>日本標準産業分類の中分類「16. 化学工業」又は「17. 石油製品・石炭製品製造業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u>	
<u>2151 居住化学工業，石油製品等製造業併用事務所</u>	
<u>2152 居住化学工業，石油製品等製造業併用店舗</u>	
<u>2153 居住化学工業，石油製品等製造業併用工場及び作業場</u>	
<u>2154 居住化学工業，石油製品等製造業併用倉庫</u>	
<u>2159 その他の居住化学工業，石油製品等製造業併用建築物</u>	
<u>216 居住鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「22. 鉄鋼業」、「23. 非鉄金属製造業」又は「24. 金属製品製造業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u>	
<u>2161 居住鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業併用事務所</u>	
<u>2162 居住鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業併用店舗</u>	
<u>2163 居住鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業併用工場及び作業場</u>	
<u>2164 居住鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業併用倉庫</u>	
<u>2169 その他の居住鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業併用建築物</u>	
<u>217 居住機械器具製造業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「25. はん用機械器具製造業」、「26. 生産用機械器具製造業」、「27. 業務用機</u>	

<u>械器具製造業」、「28. 電子部品・デバイス・電子回路製造業」、「29. 電気機械器具製造業」、「30. 情報通信機械器具製造業」又は「31. 輸送用機械器具製造業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2171 居住機械器具製造業併用事務所</u> <u>2172 居住機械器具製造業併用店舗</u> <u>2173 居住機械器具製造業併用工場及び作業場</u> <u>2174 居住機械器具製造業併用倉庫</u> <u>2179 その他の居住機械器具製造業併用建築物</u> <u>218 居住その他の製造業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「19. ゴム製品製造業」、「20. なめし革・同製品・毛皮製造業」又は「32. その他の製造業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2181 居住その他の製造業併用事務所</u> <u>2182 居住その他の製造業併用店舗</u> <u>2183 居住その他の製造業併用工場及び作業場</u> <u>2184 居住その他の製造業併用倉庫</u> <u>2189 他に分類されない居住製造業併用建築物</u>	
大分類 B 0 4. 居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物	大分類 B 0 4. 居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物

総 説	総 説
産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「F. 電気・ガス・熱供給・水道業」の用に供される建築物をいう。 <u>建築物用途分類による番号</u> <u>219 居住電気業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「33. 電気業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2191 居住電気業併用事務所</u> <u>2192 居住電気業併用店舗</u> <u>2193 居住電気業併用工場及び作業場</u> <u>2194 居住電気業併用倉庫</u> <u>2199 その他の居住電気業併用建築物</u> <u>220 居住ガス業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「34. ガス業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2201 居住ガス業併用事務所</u>	産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「F. 電気・ガス・熱供給・水道業」の用に供される建築物をいう。

<u>2202</u>	<u>居住ガス業併用店舗</u>	
<u>2203</u>	<u>居住ガス業併用工場及び作業場</u>	
<u>2204</u>	<u>居住ガス業併用倉庫</u>	
<u>2209</u>	<u>その他の居住ガス業併用建築物</u>	
<u>221</u>	<u>居住熱供給業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「35. 熱供給業」の用に供され</u> <u>る部分が居住の用に供される部分と結合している建築物を</u> <u>いう。</u>	
<u>2211</u>	<u>居住熱供給業併用事務所</u>	
<u>2212</u>	<u>居住熱供給業併用店舗</u>	
<u>2213</u>	<u>居住熱供給業併用工場及び作業場</u>	
<u>2214</u>	<u>居住熱供給業併用倉庫</u>	
<u>2219</u>	<u>その他の居住熱供給業併用建築物</u>	
<u>222</u>	<u>居住水道業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「36. 水道業」の用に供される</u> <u>部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をい</u> <u>う。</u>	
<u>2221</u>	<u>居住水道業併用事務所</u>	
<u>2222</u>	<u>居住水道業併用店舗</u>	
<u>2223</u>	<u>居住水道業併用工場及び作業場</u>	
<u>2224</u>	<u>居住水道業併用倉庫</u>	
<u>2229</u>	<u>その他の居住水道業併用建築物</u>	

大分類 B 0 5. 居住情報通信業併用建築物 総 説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20% 以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「G. 情報通信業」の用に供される建築物をいう。 <u>建築物用途分類による番号</u> <u>223 居住通信業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「37. 通信業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2231 居住通信業併用事務所</u> <u>2232 居住通信業併用店舗</u> <u>2233 居住通信業併用工場及び作業場</u> <u>2234 居住通信業併用倉庫</u> <u>2239 その他の居住通信業併用建築物</u> <u>224 居住放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「38. 放送業」、「39. 情報サービス業」又は「40. インターネット附随サービス業」の用に供</u>	大分類 B 0 5. 居住情報通信業併用建築物 総 説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20% 以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「G. 情報通信業」の用に供される建築物をいう。
---	--

	<u>される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u>
2241	<u>居住放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業併用事務所</u>
2242	<u>居住放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業併用店舗</u>
2243	<u>居住放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業併用工場及び作業場</u>
2244	<u>居住放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業併用倉庫</u>
2249	<u>その他の居住放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業併用建築物</u>
225	<u>居住映像・音声・文字情報制作業併用建築物（新聞業，出版業用を除く）</u> <u>日本標準産業分類の中分類「41. 映像・音声・文字情報制作業（小分類「413. 新聞業」、「414. 出版業」を除く）」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u>
2251	<u>居住映像・音声・文字情報制作業併用事務所</u>
2252	<u>居住映像・音声・文字情報制作業併用店舗</u>
2253	<u>居住映像・音声・文字情報制作業併用工場及び作業場</u>
2254	<u>居住映像・音声・文字情報制作業併用倉庫</u>
2259	<u>その他の居住映像・音声・文字情報制作業併用建築物</u>

<u>226 居住新聞業，出版業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の小分類「413. 新聞業」又は「414. 出版業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2261 居住新聞業，出版業併用事務所</u> <u>2262 居住新聞業，出版業併用店舗</u> <u>2263 居住新聞業，出版業併用工場及び作業場</u> <u>2264 居住新聞業，出版業併用倉庫</u> <u>2269 その他の居住新聞業，出版業併用建築物</u>	
大分類 B 0 6 . 居住運輸業併用建築物 総 説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「<u>H. 運輸業，郵便業（中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」を除く）</u>」の用に供される建築物をいう。 <u>建築物用途分類による番号</u> <u>227 居住運輸業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「42. 鉄道業」、「43. 道路旅客運</u>	大分類 B 0 6 . 居住運輸業併用建築物 総 説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「<u>H. 運輸業，郵便業（中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」を除く）</u>」の用に供される建築物をいう。

<u>送業」、「44. 道路貨物運送業」、「45. 水運業」、「46. 航空運輸業」、「47. 倉庫業」又は「48. 運輸に附帯するサービス業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2271 居住運輸業併用事務所</u> <u>2272 居住運輸業併用店舗</u> <u>2273 居住運輸業併用工場及び作業場</u> <u>2274 居住運輸業併用倉庫</u> <u>2279 その他の居住運輸業併用建築物</u>	
大分類 B 0 7. 居住卸売業, 小売業併用建築物 総 説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「<u>I. 卸売業, 小売業</u>」の用に供される建築物をいう。 <u>建築物用途分類による番号</u> <u>228 居住卸売業, 小売業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の大分類「I. 卸売業, 小売業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u>	大分類 B 0 7. 居住卸売業, 小売業併用建築物 総 説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「<u>I. 卸売業, 小売業</u>」の用に供される建築物をいう。

<u>2281 居住卸売業，小売業併用事務所</u> <u>2282 居住卸売業，小売業併用店舗</u> <u>2283 居住卸売業，小売業併用工場及び作業場</u> <u>2284 居住卸売業，小売業併用倉庫</u> <u>2289 その他の居住卸売業，小売業併用建築物</u>	
大分類 B 0 8．居住金融業，保険業併用建築物 総 説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「<u>J．金融業，保険業</u>」の用に供される建築物をいう。 <u>建築物用途分類による番号</u> <u>229 居住金融業，保険業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の大分類「J．金融業，保険業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2291 居住金融業，保険業併用事務所</u> <u>2292 居住金融業，保険業併用店舗</u> <u>2293 居住金融業，保険業併用工場及び作業場</u> <u>2294 居住金融業，保険業併用倉庫</u>	大分類 B 0 8．居住金融業，保険業併用建築物 総 説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「<u>J．金融業，保険業</u>」の用に供される建築物をいう。

<u>2299 その他の居住金融業，保険業併用建築物</u>	
大分類 B 0 9．居住不動産業併用建築物 総 説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「<u>K．不動産業，物品賃貸業</u>」の用に供される建築物をいう。 <u>建築物用途分類による番号</u> <u>230 居住不動産業併用建築物（駐車場業用を除く）</u> <u>日本標準産業分類の中分類「68．不動産取引業」又は「69．不動産賃貸業・管理業（小分類「693. 駐車場業」を除く）」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用される用途によって分類する。ただし、その用途を予想できないものについては本分類に含める。</u> <u>2301 居住不動産業併用事務所</u> <u>2302 居住不動産業併用店舗</u> <u>2303 居住不動産業併用工場及び作業場</u> <u>2304 居住不動産業併用倉庫</u> <u>2309 その他の居住不動産業併用建築物</u>	大分類 B 0 9．居住不動産業併用建築物 総 説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「<u>K．不動産業，物品賃貸業</u>」の用に供される建築物をいう。<u>賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用される用途によって分類する。ただし、その用途を予想できないものについては本分類に含める。</u>

<u>231 居住駐車場業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の小分類「693. 駐車場業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2311 居住駐車場業併用事務所</u> <u>2312 居住駐車場業併用店舗</u> <u>2313 居住駐車場業併用工場及び作業場</u> <u>2314 居住駐車場業併用倉庫</u> <u>2319 その他の居住駐車場業併用建築物</u>	
大分類 B 1 0. 居住宿泊業, 飲食サービス業併用建築物 総 説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「<u>M. 宿泊業, 飲食サービス業</u>」の用に供される建築物をいう。 <u>建築物用途分類による番号</u> <u>232 居住宿泊業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「75. 宿泊業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>ただし、合宿所、会社の寄宿舍などを除く。</u>	大分類 B 1 0. 居住宿泊業, 飲食サービス業併用建築物 総 説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「<u>M. 宿泊業, 飲食サービス業</u>」の用に供される建築物をいう。

<u>2321 居住宿泊業併用事務所</u> <u>2322 居住宿泊業併用店舗</u> <u>2323 居住宿泊業併用工場及び作業場</u> <u>2324 居住宿泊業併用倉庫</u> <u>2329 その他の居住宿泊業併用建築物</u> <u>233 居住飲食サービス業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「76. 飲食店」又は「77. 持ち帰り・配達飲食サービス業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。（食堂、料理店、待合、バー、キャバレーなどの用に供される建築物を含み、ダンスホールなどの用に供される建築物を除く）</u> <u>2331 居住飲食サービス業併用事務所</u> <u>2332 居住飲食サービス業併用店舗</u> <u>2333 居住飲食サービス業併用工場及び作業場</u> <u>2334 居住飲食サービス業併用倉庫</u> <u>2339 その他の居住飲食サービス業併用建築物</u>	
大分類 B 1 1. 居住教育，学習支援業併用建築物 総 説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産	大分類 B 1 1. 居住教育，学習支援業併用建築物 総 説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産

業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「<u>〇．教育，学習支援業</u>」の用に供される建築物をいう。 <u>建築物用途分類による番号</u> <u>234 居住学校教育併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「81．学校教育」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2341 居住学校教育併用事務所</u> <u>2342 居住学校教育併用店舗</u> <u>2343 居住学校教育併用工場及び作業場</u> <u>2344 居住学校教育併用倉庫</u> <u>2345 居住学校教育併用学校の校舎</u> <u>2349 その他の居住学校教育併用建築物</u> <u>235 居住社会教育併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の小分類「821．社会教育」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。（図書館、博物館、美術館、水族館、公民館を含む）</u> <u>2351 居住社会教育併用事務所</u> <u>2352 居住社会教育併用店舗</u> <u>2353 居住社会教育併用工場及び作業場</u> <u>2354 居住社会教育併用倉庫</u> <u>2359 その他の居住社会教育併用建築物</u>	業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「<u>〇．教育，学習支援業</u>」の用に供される建築物をいう。
--	---

<u>236 居住学習塾，教養・技能教授業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の小分類「823. 学習塾」又は「824. 教養・技能教授業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2361 居住学習塾，教養・技能教授併用事務所</u> <u>2362 居住学習塾，教養・技能教授併用店舗</u> <u>2363 居住学習塾，教養・技能教授併用工場及び作業場</u> <u>2364 居住学習塾，教養・技能教授併用倉庫</u> <u>2369 その他の居住学習塾，教養・技能教授併用建築物</u> <u>237 居住その他の教育，学習支援業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の小分類「822. 職業・教育支援施設」又は「829. 他に分類されない教育、学習支援業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2371 居住その他の教育，学習支援業併用事務所</u> <u>2372 居住その他の教育，学習支援業併用店舗</u> <u>2373 居住その他の教育，学習支援業併用工場及び作業場</u> <u>2374 居住その他の教育，学習支援業併用倉庫</u> <u>2379 他に分類されない居住教育，学習支援業併用建築物</u>	
大分類 B 1 2. 居住医療，福祉併用建築物	大分類 B 1 2. 居住医療，福祉併用建築物

総 説	総 説
産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「P. 医療, 福祉」の用に供される建築物をいう。 <u>建築物用途分類による番号</u> <u>238 居住医療業, 保健衛生併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「83. 医療業」又は「84. 保健衛生」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2381 居住医療業, 保健衛生併用事務所</u> <u>2382 居住医療業, 保健衛生併用店舗</u> <u>2383 居住医療業, 保健衛生併用工場及び作業場</u> <u>2384 居住医療業, 保健衛生併用倉庫</u> <u>2386 居住医療業, 保健衛生併用病院・診療所</u> <u>2389 その他の居住医療業, 保健衛生併用建築物</u> <u>239 居住社会保険・社会福祉・介護事業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「85. 社会保健・社会福祉・介護事業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2391 居住社会保険・社会福祉・介護事業併用事務所</u>	産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「P. 医療, 福祉」の用に供される建築物をいう。

<u>2392 居住社会保険・社会福祉・介護事業併用店舗</u> <u>2393 居住社会保険・社会福祉・介護事業併用工場及び作業場</u> <u>2394 居住社会保険・社会福祉・介護事業併用倉庫</u> <u>2399 その他の居住社会保険・社会福祉・介護事業併用建築物</u>	
大分類 B 1 3. 居住その他のサービス業併用建築物 総 説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「<u>H. 運輸業，郵便業</u>」のうち中分類「<u>49. 郵便業（信書便事業を含む）</u>」、「<u>K. 不動産業，物品賃貸業</u>」のうち中分類「<u>70. 物品賃貸業</u>」、「<u>L. 学術研究，専門・技術サービス業</u>」、「<u>N. 生活関連サービス業，娯楽業</u>」、「<u>Q. 複合サービス事業又は「R. サービス業（他に分類されないもの）」</u>の用に供される建築物をいう。 <u>建築物用途分類による番号</u> <u>240 居住郵便局併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」又は「86. 郵便局」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2401 居住郵便局併用事務所</u> <u>2402 居住郵便局併用店舗</u>	大分類 B 1 3. 居住その他のサービス業併用建築物 総 説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「<u>H. 運輸業，郵便業</u>」のうち中分類「<u>49. 郵便業（信書便事業を含む）</u>」、「<u>K. 不動産業，物品賃貸業</u>」のうち中分類「<u>70. 物品賃貸業</u>」、「<u>L. 学術研究，専門・技術サービス業</u>」、「<u>N. 生活関連サービス業，娯楽業</u>」、「<u>Q. 複合サービス事業又は「R. サービス業（他に分類されないもの）」</u>の用に供される建築物をいう。

<u>2403</u>	<u>居住郵便局併用工場及び作業場</u>	
<u>2404</u>	<u>居住郵便局併用倉庫</u>	
<u>2409</u>	<u>その他の居住郵便局併用建築物</u>	
<u>241</u>	<u>居住学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「71. 学術・開発研究機関」又は</u> <u>「93. 政治・経済・文化団体」の用に供される部分が居住の</u> <u>用に供される部分と結合している建築物をいう。</u>	
<u>2411</u>	<u>居住学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体併用事務所</u>	
<u>2412</u>	<u>居住学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体併用店舗</u>	
<u>2413</u>	<u>居住学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体併用工場及び</u> <u>作業場</u>	
<u>2414</u>	<u>居住学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体併用倉庫</u>	
<u>2419</u>	<u>その他の居住学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体併用</u> <u>建築物</u>	
<u>242</u>	<u>居住旅行業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の小分類「791. 旅行業」の用に供される</u> <u>部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をい</u> <u>う。</u>	
<u>2421</u>	<u>居住旅行業併用事務所</u>	
<u>2422</u>	<u>居住旅行業併用店舗</u>	
<u>2423</u>	<u>居住旅行業併用工場及び作業場</u>	
<u>2424</u>	<u>居住旅行業併用倉庫</u>	

<u>2429</u>	<u>その他の居住旅行業併用建築物</u>	
<u>243</u>	<u>居住娯楽業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「80. 娯楽業」の用に供される部分</u> <u>が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u>	
<u>2431</u>	<u>居住娯楽業併用事務所</u>	
<u>2432</u>	<u>居住娯楽業併用店舗</u>	
<u>2433</u>	<u>居住娯楽業併用工場及び作業場</u>	
<u>2434</u>	<u>居住娯楽業併用倉庫</u>	
<u>2439</u>	<u>その他の居住娯楽業併用建築物</u>	
<u>244</u>	<u>居住宗教併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「94. 宗教」の用に供される部分</u> <u>が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u>	
<u>2441</u>	<u>居住宗教併用事務所</u>	
<u>2442</u>	<u>居住宗教併用店舗</u>	
<u>2443</u>	<u>居住宗教併用工場及び作業場</u>	
<u>2444</u>	<u>居住宗教併用倉庫</u>	
<u>2449</u>	<u>その他の居住宗教併用建築物</u>	
<u>245</u>	<u>居住その他のサービス業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「70. 物品賃貸業」、「72. 専門サー</u> <u>ビス業」、「73. 広告業」、「74. 技術サービス業（他に分類され</u> <u>ないもの）」、「78. 洗濯・理容・美容・浴場業」、「79. その他</u>	

<u>の生活関連サービス業」、「87. 協同組合（他に分類されないもの）」、「88. 廃棄物処理業」、「89. 自動車整備業」、「90. 機械等修理業（別掲を除く）」、「91. 職業紹介・労働者派遣業」、「92. その他の事業サービス業」、「95. その他のサービス業」又は「96. 外国公務」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。</u> <u>2451 居住その他のサービス業併用事務所</u> <u>2452 居住その他のサービス業併用店舗</u> <u>2453 居住その他のサービス業併用工場及び作業場</u> <u>2454 居住その他のサービス業併用倉庫</u> <u>2459 他に分類されない居住その他のサービス業併用建築物</u>	
大分類 B 1 4. 居住公務併用建築物 総 説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「<u>S. 公務（他に分類されるものを除く）</u>」の用に供される建築物をいう。 <u>建築物用途分類による番号</u> <u>246 居住公務併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の大分類「S. 公務（他に分類されるものを除く）」の用に供される部分が居住の用に供される部分と</u>	大分類 B 1 4. 居住公務併用建築物 総 説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「<u>S. 公務（他に分類されるものを除く）</u>」の用に供される建築物をいう。

<u>結合している建築物をいう。</u> <u>2461 居住公務併用事務所</u> <u>2462 居住公務併用店舗</u> <u>2463 居住公務併用工場及び作業場</u> <u>2464 居住公務併用倉庫</u> <u>2469 その他の居住公務併用建築物</u>	
大分類 B 1 5. 他に分類されない居住産業併用建築物 総 説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が前項の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。 <u>建築物用途分類による番号</u> <u>299 他に分類されない居住産業併用建築物</u> <u>居住産業併用建築物で前掲の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。</u> <u>2999 他に分類されないその他の居住産業併用建築物</u>	大分類 B 1 5. 他に分類されない居住産業併用建築物 総 説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が前項の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。
大分類 C 0 1. 農林水産業用建築物	大分類 C 0 1. 農林水産業用建築物

総 説 日本標準産業分類の大分類「<u>A. 農業, 林業</u>」又は「<u>B. 漁業</u>」の用に供される建築物をいう。 <u>建築物用途分類による番号</u> <u>311 農林水産業用建築物</u> <u>日本標準産業分類の大分類「A. 農業, 林業」又は「B. 漁業」の用に供される建築物をいう。</u> <u>3111 農林水産業用事務所</u> <u>3112 農林水産業用店舗</u> <u>3113 農林水産業用工場及び作業場</u> <u>3114 農林水産業用倉庫</u> <u>3119 その他の農林水産業用建築物</u>	総 説 日本標準産業分類の大分類「<u>A. 農業, 林業</u>」又は「<u>B. 漁業</u>」の用に供される建築物をいう。
大分類 C 0 2. 鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「<u>C. 鉱業, 採石業, 砂利採取業</u>」又は「<u>D. 建設業</u>」の用に供される建築物をいう。 <u>建築物用途分類による番号</u>	大分類 C 0 2. 鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「<u>C. 鉱業, 採石業, 砂利採取業</u>」又は「<u>D. 建設業</u>」の用に供される建築物をいう。

<u>312 鉱業，採石業，砂利採取業用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「05. 鉱業，採石業，砂利採取業」</u> <u>の用に供される建築物をいう。</u> <u>3121 鉱業，採石業，砂利採取業用事務所</u> <u>3122 鉱業，採石業，砂利採取業用店舗</u> <u>3123 鉱業，採石業，砂利採取業用工場及び作業場</u> <u>3124 鉱業，採石業，砂利採取業用倉庫</u> <u>3129 その他の鉱業，採石業，砂利採取業用建築物</u> <u>313 建設業用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「06. 総合工事業」、「07. 職別工</u> <u>事業（設備工事業を除く）」又は「08. 設備工事業」の用に</u> <u>供される建築物をいう。</u> <u>3131 建設業用事務所</u> <u>3132 建設業用店舗</u> <u>3133 建設業用工場及び作業場</u> <u>3134 建設業用倉庫</u> <u>3139 その他の建設業用建築物</u>	
大分類 C 0 3. 製造業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「E. 製造業」の用に供される建築物をい	大分類 C 0 3. 製造業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「E. 製造業」の用に供される建築物をい

う。(各々その取り扱う物品の修理業又は再生業を含むものとする。ただし、日本標準産業分類の中分類「79. その他の生活関連サービス業」、「89. 自動車整備業」又は「90. 機械等修理業（別掲を除く）」に属する修理業又は再生業を除く） <u>建築物用途分類による番号</u> <u>314 食料，繊維，木材・木製品等製造業用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「09. 食料品製造業」、「10. 飲料・たばこ・飼料製造業」、「11. 繊維工業」、「12. 木材・木製品製造業（家具を除く）」、「13. 家具・装備品製造業」、「14. パルプ・紙・紙加工品製造業」、「15. 印刷・同関連業」、「18. プラスチック製品製造業（別掲を除く）」又は「21. 窯業・土石製品製造業」の用に供される建築物をいう。</u> <u>3141 食料，繊維，木材・木製品等製造業用事務所</u> <u>3142 食料，繊維，木材・木製品等製造業用店舗</u> <u>3143 食料，繊維，木材・木製品等製造業用工場及び作業場</u> <u>3144 食料，繊維，木材・木製品等製造業用倉庫</u> <u>3149 その他の食料，繊維，木材・木製品等製造業用建築物</u> <u>315 化学工業，石油製品等製造業用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「16. 化学工業」又は「17. 石油製品・石炭製品製造業」の用に供される建築物をいう。</u> <u>3151 化学工業，石油製品等製造業用事務所</u> <u>3152 化学工業，石油製品等製造業用店舗</u>	う。(各々その取り扱う物品の修理業又は再生業を含むものとする。ただし、日本標準産業分類の中分類「79. その他の生活関連サービス業」、「89. 自動車整備業」又は「90. 機械等修理業（別掲を除く）」に属する修理業又は再生業を除く）
--	---

3153	<u>化学工業，石油製品等製造業用工場及び作業場</u>
3154	<u>化学工業，石油製品等製造業用倉庫</u>
3159	<u>その他の化学工業，石油製品等製造業用建築物</u>
316	<u>鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「22. 鉄鋼業」、「23. 非鉄金属製造業」又は「24. 金属製品製造業」の用に供される建築物をいう。</u>
3161	<u>鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用事務所</u>
3162	<u>鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用店舗</u>
3163	<u>鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用工場及び作業場</u>
3164	<u>鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用倉庫</u>
3169	<u>その他の鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用建築物</u>
317	<u>居住機械器具製造業用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「25. はん用機械器具製造業」、「26. 生産用機械器具製造業」、「27. 業務用機械器具製造業」、「28. 電子部品・デバイス・電子回路製造業」、「29. 電気機械器具製造業」、「30. 情報通信機械器具製造業」又は「31. 輸送用機械器具製造業」の用に供される建築物をいう。</u>
3171	<u>機械器具製造業用事務所</u>
3172	<u>機械器具製造業用店舗</u>
3173	<u>機械器具製造業用工場及び作業場</u>
3174	<u>機械器具製造業用倉庫</u>

<u>3192</u>	<u>電気業用店舗</u>	
<u>3193</u>	<u>電気業用工場及び作業場</u>	
<u>3194</u>	<u>電気業用倉庫</u>	
<u>3199</u>	<u>その他の電気業用建築物</u>	
<u>320</u>	<u>ガス業用建築物</u>	
	<u>日本標準産業分類の中分類「34. ガス業」の用に供される建築物をいう。</u>	
<u>3201</u>	<u>ガス業用事務所</u>	
<u>3202</u>	<u>ガス業用店舗</u>	
<u>3203</u>	<u>ガス業用工場及び作業場</u>	
<u>3204</u>	<u>ガス業用倉庫</u>	
<u>3209</u>	<u>その他のガス業用建築物</u>	
<u>321</u>	<u>熱供給業用建築物</u>	
	<u>日本標準産業分類の中分類「35. 熱供給業」の用に供される建築物をいう。</u>	
<u>3211</u>	<u>熱供給業用事務所</u>	
<u>3212</u>	<u>熱供給業用店舗</u>	
<u>3213</u>	<u>熱供給業用工場及び作業場</u>	
<u>3214</u>	<u>熱供給業用倉庫</u>	
<u>3219</u>	<u>その他の熱供給業用建築物</u>	
<u>322</u>	<u>水道業用建築物</u>	

<u>日本標準産業分類の中分類「36. 水道業」の用に供される建築物をいう。</u> <u>3221 水道業用事務所</u> <u>3222 水道業用店舗</u> <u>3223 水道業用工場及び作業場</u> <u>3224 水道業用倉庫</u> <u>3229 その他の水道業用建築物</u>	
大分類 C 0 5. 情報通信業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「<u>G. 情報通信業</u>」の用に供される建築物をいう。 <u>建築物用途分類による番号</u> <u>323 通信業用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「37. 通信業」の用に供される建築物をいう。</u> <u>3231 通信業用事務所</u> <u>3232 通信業用店舗</u> <u>3233 通信業用工場及び作業場</u> <u>3234 通信業用倉庫</u> <u>3239 その他の通信業用建築物</u>	大分類 C 0 5. 情報通信業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「<u>G. 情報通信業</u>」の用に供される建築物をいう。

324	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業用建築物	
	<u>日本標準産業分類の中分類「38. 放送業」、「39. 情報サービス業」又は「40. インターネット附随サービス業」の用に供される建築物をいう。</u>	
3241	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業用事務所	
3242	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業用店舗	
3243	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業用工場及び作業場	
3244	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業用倉庫	
3249	その他の放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業用建築物	
325	映像・音声・文字情報制作業用建築物（新聞業，出版業を除く）	
	<u>日本標準産業分類の中分類「41. 映像・音声・文字情報制作業（小分類「413. 新聞業」、「414. 出版業」を除く）」の用に供される建築物をいう。</u>	
3251	映像・音声・文字情報制作業用事務所	
3252	映像・音声・文字情報制作業用店舗	

<u>3253 映像・音声・文字情報制作業用工場及び作業場</u> <u>3254 映像・音声・文字情報制作業用倉庫</u> <u>3259 その他の映像・音声・文字情報制作業用建築物</u> <u>326 新聞業，出版業用建築物</u> <u>日本標準産業分類の小分類「413. 新聞業」又は「414. 出版業」の用に供される建築物をいう。</u> <u>3261 新聞業，出版業用事務所</u> <u>3262 新聞業，出版業用店舗</u> <u>3263 新聞業，出版業用工場及び作業場</u> <u>3264 新聞業，出版業用倉庫</u> <u>3269 その他の新聞業，出版業用建築物</u>	
大分類 C 0 6. 運輸業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「<u>H. 運輸業，郵便業（中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」を除く）</u>」の用に供される建築物をいう。 <u>建築物用途分類による番号</u> <u>327 運輸業用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「42. 鉄道業」、「43. 道路旅客運送業」、「44. 道路貨物運送業」、「45. 水運業」、「46. 航空運</u>	大分類 C 0 6. 運輸業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「<u>H. 運輸業，郵便業（中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」を除く）</u>」の用に供される建築物をいう。

<u>輸業」、「47. 倉庫業」又は「48. 運輸に附帯するサービス業」の用に供される建築物をいう。</u> <u>3271 運輸業用事務所</u> <u>3272 運輸業用店舗</u> <u>3273 運輸業用工場及び作業場</u> <u>3274 運輸業用倉庫</u> <u>3279 その他の運輸業用建築物</u>	
大分類 C 0 7. 卸売業, 小売業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「<u>I. 卸売業, 小売業</u>」の用に供される建築物をいう。 <u>建築物用途分類による番号</u> <u>328 卸売業, 小売業併用建築物</u> <u>日本標準産業分類の大分類「I. 卸売業, 小売業」の用に供される建築物をいう。</u> <u>3281 卸売業, 小売業用事務所</u> <u>3282 卸売業, 小売業用店舗</u> <u>3283 卸売業, 小売業用工場及び作業場</u> <u>3284 卸売業, 小売業用倉庫</u> <u>3289 その他の卸売業, 小売業用建築物</u>	大分類 C 0 7. 卸売業, 小売業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「<u>I. 卸売業, 小売業</u>」の用に供される建築物をいう。

大分類 C 0 8. 金融業, 保険業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「J. 金融業, 保険業」の用に供される建築物をいう。 <u>建築物用途分類による番号</u> <u>329 金融業, 保険業用建築物</u> <u>日本標準産業分類の大分類「J. 金融業, 保険業」の用に供される建築物をいう。</u> <u>3291 金融業, 保険業用事務所</u> <u>3292 金融業, 保険業用店舗</u> <u>3293 金融業, 保険業用工場及び作業場</u> <u>3294 金融業, 保険業用倉庫</u> <u>3299 その他の金融業, 保険業用建築物</u>	大分類 C 0 8. 金融業, 保険業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「J. 金融業, 保険業」の用に供される建築物をいう。
大分類 C 0 9. 不動産業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「K. 不動産業, 物品賃貸業」の用に供される建築物をいう。	大分類 C 0 9. 不動産業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「K. 不動産業, 物品賃貸業」の用に供される建築物をいう。<u>賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用</u>

<u>建築物用途分類による番号</u> <u>330 不動産業用建築物（駐車場業用を除く）</u> <u>日本標準産業分類の中分類「68. 不動産取引業」又は「69. 不動産賃貸業・管理業（小分類「693. 駐車場業」を除く）」の用に供される建築物をいう。賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用される用途によって分類する。ただし、その用途を予想できないものについては本分類に含める。</u> <u>3301 不動産業用事務所</u> <u>3302 不動産業用店舗</u> <u>3303 不動産業用工場及び作業場</u> <u>3304 不動産業用倉庫</u> <u>3309 その他の不動産業用建築物</u> <u>331 駐車場業用建築物</u> <u>日本標準産業分類の小分類「693. 駐車場業」の用に供される建築物をいう。</u> <u>3311 駐車場業用事務所</u> <u>3312 駐車場業用店舗</u> <u>3313 駐車場業用工場及び作業場</u> <u>3314 駐車場業用倉庫</u> <u>3319 その他の駐車場業用建築物</u>	<u>される用途によって分類する。ただし、その用途を予想できないものについては本分類に含める。</u>
大分類 C 1 0. 宿泊業，飲食サービス業用建築物	大分類 C 1 0. 宿泊業，飲食サービス業用建築物

総 説	総 説
日本標準産業分類の大分類「<u>M. 宿泊業，飲食サービス業</u>」の用に供される建築物をいう。 <u>建築物用途分類による番号</u> <u>332 宿泊業用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「75. 宿泊業」の用に供される建築物をいう。ただし、合宿所、会社の寄宿舎などを除く。</u> <u>3321 宿泊業用事務所</u> <u>3322 宿泊業用店舗</u> <u>3323 宿泊業用工場及び作業場</u> <u>3324 宿泊業用倉庫</u> <u>3329 その他の宿泊業用建築物</u> <u>333 飲食サービス業用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「76. 飲食店」又は「77. 持ち帰り・配達飲食サービス業」の用に供される建築物をいう。（食堂、料理店、待合、バー、キャバレーなどの用に供される建築物を含み、ダンスホールなどの用に供される建築物を除く）</u> <u>3331 飲食サービス業用事務所</u> <u>3332 飲食サービス業用店舗</u> <u>3333 飲食サービス業用工場及び作業場</u>	日本標準産業分類の大分類「<u>M. 宿泊業，飲食サービス業</u>」の用に供される建築物をいう。

<u>3334 飲食サービス業用倉庫</u> <u>3339 その他の飲食サービス業用建築物</u>	
大分類 C 1 1. 教育, 学習支援業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「<u>O. 教育, 学習支援業</u>」の用に供される建築物をいう。 <u>建築物用途分類による番号</u> <u>334 学校教育用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「81. 学校教育」の用に供される建築物をいう。</u> <u>3341 学校教育用事務所</u> <u>3342 学校教育用店舗</u> <u>3343 学校教育用工場及び作業場</u> <u>3344 学校教育用倉庫</u> <u>3345 学校教育用学校の校舎</u> <u>3349 その他の学校教育用建築物</u> <u>335 社会教育用建築物</u> <u>日本標準産業分類の小分類「821. 社会教育」の用に供される建築物をいう。(図書館、博物館、美術館、水族館、公民館</u>	大分類 C 1 1. 教育, 学習支援業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「<u>O. 教育, 学習支援業</u>」の用に供される建築物をいう。

<u>を含む)</u> <u>3351 社会教育用事務所</u> <u>3352 社会教育用店舗</u> <u>3353 社会教育用工場及び作業場</u> <u>3354 社会教育用倉庫</u> <u>3359 その他の社会教育用建築物</u> <u>336 学習塾，教養・技能教授業用建築物</u> <u>日本標準産業分類の小分類「823. 学習塾」又は「824. 教養・技能教授業」の用に供される建築物をいう。</u> <u>3361 学習塾，教養・技能教授用事務所</u> <u>3362 学習塾，教養・技能教授用店舗</u> <u>3363 学習塾，教養・技能教授用工場及び作業場</u> <u>3364 学習塾，教養・技能教授用倉庫</u> <u>3369 その他の学習塾，教養・技能教授用建築物</u> <u>337 その他の教育，学習支援業用建築物</u> <u>日本標準産業分類の小分類「822. 職業・教育支援施設」又は「829. 他に分類されない教育、学習支援業」の用に供される建築物をいう。</u> <u>3371 その他の教育，学習支援業用事務所</u> <u>3372 その他の教育，学習支援業用店舗</u> <u>3373 その他の教育，学習支援業用工場及び作業場</u> <u>3374 その他の教育，学習支援業用倉庫</u>	
---	--

<u>3379 他に分類されない教育，学習支援業用建築物</u>	
大分類 C 1 2. 医療，福祉用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「P. 医療，福祉」の用に供される建築物をいう。 <u>建築物用途分類による番号</u> <u>338 医療業，保健衛生用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「83. 医療業」又は「84. 保健衛生」の用に供される建築物をいう。</u> <u>3381 医療業，保健衛生用事務所</u> <u>3382 医療業，保健衛生用店舗</u> <u>3383 医療業，保健衛生用工場及び作業場</u> <u>3384 医療業，保健衛生用倉庫</u> <u>3386 医療業，保健衛生用病院・診療所</u> <u>3389 その他の医療業，保健衛生用建築物</u> <u>339 社会保険・社会福祉・介護事業用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「85. 社会保健・社会福祉・介護事業」の用に供される建築物をいう。</u> <u>3391 社会保険・社会福祉・介護事業用事務所</u>	大分類 C 1 2. 医療，福祉用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「P. 医療，福祉」の用に供される建築物をいう。

3392 社会保険・社会福祉・介護事業用店舗 3393 社会保険・社会福祉・介護事業用工場及び作業場 3394 社会保険・社会福祉・介護事業用倉庫 3399 その他の社会保険・社会福祉・介護事業用建築物	
大分類 C 1 3. その他のサービス業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「<u>H. 運輸業，郵便業</u>」のうち中分類「<u>49. 郵便業（信書便事業を含む）</u>」、「<u>K. 不動産業，物品賃貸業</u>」のうち中分類「<u>70. 物品賃貸業</u>」、「<u>L. 学術研究，専門・技術サービス業</u>」、「<u>N. 生活関連サービス業，娯楽業</u>」、「<u>Q. 複合サービス事業</u>又は「<u>R. サービス業（他に分類されないもの）</u>」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 340 郵便局用建築物 日本標準産業分類の中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」 又は「86. 郵便局」の用に供される建築物をいう。 3401 郵便局用事務所 3402 郵便局用店舗 3403 郵便局用工場及び作業場 3404 郵便局用倉庫 3409 その他の郵便局用建築物	大分類 C 1 3. その他のサービス業用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「<u>H. 運輸業，郵便業</u>」のうち中分類「<u>49. 郵便業（信書便事業を含む）</u>」、「<u>K. 不動産業，物品賃貸業</u>」のうち中分類「<u>70. 物品賃貸業</u>」、「<u>L. 学術研究，専門・技術サービス業</u>」、「<u>N. 生活関連サービス業，娯楽業</u>」、「<u>Q. 複合サービス事業</u>」又は「<u>R. サービス業（他に分類されないもの）</u>」の用に供される建築物をいう。

<u>341 学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「71. 学術・開発研究機関」又は「93. 政治・経済・文化団体」の用に供される建築物をいう。</u> <u>3411 学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用事務所</u> <u>3412 学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用店舗</u> <u>3413 学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用工場及び作業場</u> <u>3414 学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用倉庫</u> <u>3419 その他の学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用建築物</u>	
<u>342 旅行業用建築物</u> <u>日本標準産業分類の小分類「791. 旅行業」の用に供される建築物をいう。</u> <u>3421 旅行業用事務所</u> <u>3422 旅行業用店舗</u> <u>3423 旅行業用工場及び作業場</u> <u>3424 旅行業用倉庫</u> <u>3429 その他の旅行業用建築物</u>	
<u>343 娯楽業用建築物</u> <u>日本標準産業分類の中分類「80. 娯楽業」の用に供される建築物をいう。</u> <u>3431 娯楽業用事務所</u> <u>3432 娯楽業用店舗</u>	

<u>3433</u>	<u>娯楽業用工場及び作業場</u>	
<u>3434</u>	<u>娯楽業用倉庫</u>	
<u>3439</u>	<u>その他の娯楽業用建築物</u>	
<u>344</u>	<u>宗教用建築物</u>	
	<u>日本標準産業分類の中分類「94. 宗教」の用に供される建築物をいう。</u>	
<u>3441</u>	<u>宗教用事務所</u>	
<u>3442</u>	<u>宗教用店舗</u>	
<u>3443</u>	<u>宗教用工場及び作業場</u>	
<u>3444</u>	<u>宗教用倉庫</u>	
<u>3449</u>	<u>その他の宗教用建築物</u>	
<u>345</u>	<u>その他のサービス業用建築物</u>	
	<u>日本標準産業分類の中分類「70. 物品賃貸業」、「72. 専門サービス業」、「73. 広告業」、「74. 技術サービス業（他に分類されないもの）」、「78. 洗濯・理容・美容・浴場業」、「79. その他の生活関連サービス業」、「87. 協同組合（他に分類されないもの）」、「88. 廃棄物処理業」、「89. 自動車整備業」、「90. 機械等修理業（別掲を除く）」、「91. 職業紹介・労働者派遣業」、「92. その他の事業サービス業」、「95. その他のサービス業」又は「96. 外国公務」の用に供される建築物をいう。</u>	
<u>3451</u>	<u>その他のサービス業用事務所</u>	
<u>3452</u>	<u>その他のサービス業用店舗</u>	

<u>3453</u> <u>その他のサービス業用工場及び作業場</u> <u>3454</u> <u>その他のサービス業用倉庫</u> <u>3459</u> <u>他に分類されないその他のサービス業用建築物</u>	
大分類 C 1 4．公務用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「<u>S．公務（他に分類されるものを除く）</u>」の用に供される建築物をいう。 <u>建築物用途分類による番号</u> <u>346</u> <u>公務用建築物</u> <u>日本標準産業分類の大分類「S．公務（他に分類されるものを除く）」の用に供される建築物をいう。</u> <u>3461</u> <u>公務用事務所</u> <u>3462</u> <u>公務用店舗</u> <u>3463</u> <u>公務用工場及び作業場</u> <u>3464</u> <u>公務用倉庫</u> <u>3469</u> <u>その他の公務用建築物</u>	大分類 C 1 4．公務用建築物 総 説 日本標準産業分類の大分類「<u>S．公務（他に分類されるものを除く）</u>」の用に供される建築物をいう。

大分類 C 1 5. 他に分類されない建築物 総 説 前項の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。 <u>建築物用途分類による番号</u> <u>399 他に分類されない建築物</u> <u>前項の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。</u> <u>3999 他に分類されない建築物</u>	大分類 C 1 5. 他に分類されない建築物 総 説 前項の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。
---	--

使途区分一覧表

別 添

建築物の用途区分 (建築工事届の「用途」欄)	記号	使途区分							備考
		事務所	店舗	工場及び 作業所	倉庫	学校の校 舎	病院・診 療所	その他	
一戸建ての住宅	08010								※建築工事届の「主要用途」欄が居住専用建築物、居住産業併用建築物の場合は使途を区分しない。
長屋	08020								
共同住宅	08030								
寄宿舎	08040								
下宿	08050								
幼稚園	08070					○			
小学校	08080					○			
義務教育学校	08082					○			
中学校、高等学校又は中等教育学校	08090					○			
特別支援学校	08100					○			
大学又は高等専門学校	08110					○			
専修学校	08120					○			
各種学校	08130					○			
幼保連携型認定こども園	08132					○			
図書館その他これに類するもの	08140							○	
博物館その他これに類するもの	08150							○	
美術館その他これに類するもの	08152							○	
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160							○	
老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	08170							○	
保育所その他これに類するもの	08180							○	
助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)	08190							○	
助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)	08192							○	
児童福祉施設等(建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。)(入所する者の寝室があるものに限る。)	08210							○	
児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。)	08220							○	
公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	08230							○	
診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	08240						○		
診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	08250						○		
病院	08260						○		
巡査派出所	08270	○							
公衆電話所	08280							○	
郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	08290							○	
地方公共団体の支庁又は支所	08300	○							
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310							○	
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320							○	
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330	○							
工場(自動車修理工場を除く。)	08340			○					
自動車修理工場	08350			○					
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360							○	
ボリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08370							○	
体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	08380					○		○	建築工事届の主要用途の区分が「教育、学習支援業」の場合は使途を「学校の校舎」に分類し、それ以外の場合は使途を「その他」に分類。
マージャン屋、ばちこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの	08390							○	
ホテル又は旅館	08400							○	
自動車教習所	08410							○	
畜舎	08420							○	
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430							○	
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438		○						
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)	08440		○						
飲食店(次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。)	08450		○						
食堂又は喫茶店	08452		○						
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。)	08456		○					○	建築工事届の主要用途の区分が「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」の場合は使途を「店舗」に分類し、それ以外の場合は使途を「その他」に分類。
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458	○							
物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)	08460		○						
事務所	08470	○							
映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480							○	
自動車車庫	08490							○	
自転車駐車場	08500							○	
倉庫業を営む倉庫	08510				○				
倉庫業を営まない倉庫	08520				○				
劇場、映画館又は演芸場	08530							○	
観覧場	08540							○	
公会堂又は集会場	08550							○	
展示場	08560							○	
料理店	08570		○						
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580		○						
ダンスホール	08590							○	
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600							○	
卸売市場	08610							○	
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620							○	
農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630							○	
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640							○	
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)	08650		○						
その他	08990							○	